

第6次川根本町高齢者保健福祉計画

第5期川根本町介護保険事業計画

(平成24～26年度)



平成24年3月
川根本町

はじめに

川根本町では、平成 19 年 3 月に策定した第 1 次川根本町総合計画において、「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた誰もが安心して暮らせるふるさと～」を将来像に掲げ、その現実に向けて地域づくりを住民と行政が共に協力して進めています。

近年、日本において急速な高齢化が進んでおり、日本全体の高齢化率は 23% を上回りました。本町においては高齢化率が 40% を超え、全国の高齢化率を大きく上回り、静岡県内の市町の中でも最も高い状況です。

今計画においても前計画、前々計画と同様に、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しました。介護保険事業計画では第 3 期計画において、平成 26 年までの目標を設定しましたが、今回策定した第 5 期は、その 26 年度に向けた完成段階の計画となります。本計画は国の社会保障・税一体改革の中で示された、住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す「地域包括ケアシステムの構築」を踏まえ、これまで取り組んできた介護予防事業や地域支援事業などの事業をより一層進めるため、今後 3 年間の方向性を示しました。

今後はいわゆる「団塊の世代」の人たちがすべて高齢者となります。一層高齢化が進行していく中で、今計画においても計画の基本理念として「元気な高齢者が多いまち」を掲げ、高齢者の積極的な社会参加を促し、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、生き生きと暮らせるまちを目指します。

本計画について全町民の皆様にご理解とご協力をお願いし、地域や関係機関の皆様との協働を進め計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画見直しに関する調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、川根本町保健、福祉サービス推進協議会の委員及び関係機関・団体の皆様方に心からお礼申し上げます、ごあいさついたします。

平成 24 年 3 月



川根本町長 佐藤 公敏

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 前回計画との違いと新たな課題	3
第4節 計画策定の方法	4
第5節 計画期間	5
第2章 川根本町の基本理念と方針	6
第1節 計画の基本理念	6
第2節 重点施策	7
第3章 高齢者を取り巻く現状	9
第1節 高齢者の状況	9
第2節 要介護高齢者の状況	12
第3節 アンケート調査にみる高齢者の生活と意向	14
第4章 将来推計	23
第1節 高齢者数・被保険者数の推計	23
第2節 要介護・要支援認定者数の推移	25
第2編 高齢者保健福祉計画	27
第1章 前回計画の検証	27
第1節 健康増進事業の検証	27
第2章 高齢者保健福祉サービスの目標	42
第1節 高齢者福祉事業の目標	42
第3章 心とからだの健康づくり	45
第1節 健康づくりの推進	45
第2節 介護予防の促進	46
第3節 認知症対策	47
第4節 地域包括ケアシステムの確立	48
第4章 社会参加を通じた生きがいづくり	49
第1節 老人クラブ活動の促進	49
第2節 学習機会の提供	50
第3節 スポーツ・レクリエーションの振興	51
第4節 就業等の支援	52
第5節 社会活動への参加の支援	53
第5章 高齢者支援の関連施策	55
第1節 広報・啓発事業	55
第2節 ボランティア活動等への支援	56

第3節 ユニバーサルデザインのまちづくり	57
第4節 交通安全・防災防犯対策	58
第3編 介護保険事業計画	59
第1章 介護保険事業の概要	59
第1節 介護保険事業の体系	59
第2節 日常生活圏域について	60
第2章 前回計画の検証	61
第1節 居宅サービス利用状況の検証	61
第3章 介護サービスの目標	69
第1節 介護予防サービス・居宅介護サービス	69
第2節 施設サービス	71
第3節 地域密着型サービス	72
第4章 地域支援事業の評価と目標	73
第1節 地域支援事業の体系	73
第2節 介護予防事業 二次予防事業対象者施策	75
第3節 介護予防事業 一次予防事業対象者施策	78
第4節 包括的支援事業	80
第5節 任意事業	83
第5章 介護保険事業費の算定	86
第1節 介護保険事業費	86
第2節 標準給付費の算定	86
第3節 地域支援事業費の算定	90
第4節 保険料収納必要額の算定	90
第5節 第1号被保険者の保険料基準額の算定	91
第6節 所得段階別第1号被保険者の保険料	92
第4編 計画の推進に向けて	93
第1章 計画の推進に向けて	93
第1節 情報提供体制の整備	93
第2節 相談援助体制の整備	94
第3節 サービス事業者の調整・地域の関係団体との連携	95
第4節 サービス従事者等人材の確保	95
第5節 介護給付の適正化事業	96
第6節 高齢者福祉施設の整備	97
第7節 計画の推進体制	99
資料編	101

第 1 編 總論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

近年、日本の急速な高齢化は、高齢化率の高さ、つまり人口に占める高齢者の多さが問題視されています。平成22年10月には、日本全体で高齢化率が23.0%に達し、5人に1人が高齢者という時代を迎えました。

高齢化の進行は、介護を必要とする高齢者の増加にもつながり、今回の見直しで5期目となる介護保険事業では、介護保険サービスの周知が十分にされるようになり、サービスの利用が増え、それにともない給付費が増大しているのが現状です。保険者である市町村では、限られた財源の中でより効果的な事業運営が求められます。高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防に力を入れていく方向性は今後さらに重要になってくると思われます。

今回の計画策定にあたっては、地域で暮らす高齢者の包括的な支援を可能にする地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな取組みを検討していくことが大きなポイントとなっています。また、在宅介護の推進という観点から、平成23年の介護保険法改正において、24時間対応の新たな訪問サービスの創設も盛り込まれています。

川根本町においても、平成22年10月1日時点で65歳以上の高齢者人口が40%を超え、全国の高齢化率を大きく上回り、近年静岡県内において最も高齢化率が高くなっています。本計画期間の最終年度である平成26年度には、「団塊の世代」の人たちがすべて高齢者となります。今後、一層高齢化が進行していく中で、一人ひとりの高齢者が自分の住み慣れた地域で、元気に暮らしていけるよう、高齢者福祉施策の展開、円滑な介護保険事業の運営ができるよう、本計画を策定することとします。

第 2 節 計画の性格

高齢者保健福祉計画とは

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づく計画です。当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

介護保険事業計画とは

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条では、介護保険の保険者として位置づけられている市町村に対して、3 年を 1 期（第 2 期計画までは 3 年ごとに 5 年を 1 期）とする介護保険事業計画の策定が義務づけられています。

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を包括するものであり、両計画を一体的に策定する必要がある

両計画は、老人福祉法、介護保険法に準じ、国の指針及び静岡県の高齢者保健福祉計画等を基本とし、総合計画、地域福祉計画、健康増進計画、特定健康診査等実施計画など、町の関連計画と整合性を持ったものとします。

第3節 前回計画との違いと新たな課題

1) 平成26年度の目標に至る完成期の計画

第3期介護保険事業計画では、平成26年度までの目標を設定しました。第4期計画は、平成26年度の目標に至る中間段階の計画という位置づけでしたが、今回は完成段階の計画になります。

第5期計画では、全国統一の目標値である要介護2～5の認定者数に対する施設・居住系サービス利用者割合を37%以下にすることが廃止されましたが、一定の達成に向けて動くこととなります。

2) 医療療養病床の転換延期

平成23年度末までに介護療養型医療施設を廃止するとともに、医療療養病床は38万床から15万床に削減することとなり、これらの施設は介護老人保健施設や有料老人ホームなどへの転換がせまられていましたが、転換は6年先まで猶予されることとなりました。これにより、なくなると考えていた介護保険施設が残るため、保険料の高騰につながるものが危惧されます。また、社会的入院を解消することも転換施策の一つの目的であり、居住の受け皿づくりなどの地域包括ケアの体制を整備していくこととなります。

3) 地域包括ケアシステムの実現

第4期計画策定時にも、「地域包括ケア」という考え方は示されていましたが、今回は本格的に取り組んでいく必要があります。医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供していこうとする「地域包括ケア」は、地域包括支援センターや庁内担当課と連携し、仕組みづくりを進めていきます。

4) 新サービスへの適応

24時間地域巡回型訪問サービスの創設、複合型サービスの導入（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護など）保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化を図る「介護予防・日常生活支援総合事業」といった新サービスが始まろうとしています。

第4節 計画策定の方法

▶アンケート調査の実施

本町では、町民の声を今後の高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の円滑な推進、適切な運営に活かすため、平成22年度に「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画見直しに関する調査」を実施しました。

調査の種類

調査名	対象者	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	川根本町に在住の65歳以上の男女1,995人 (住民基本台帳より無作為抽出)	1,635人	82.0%
在宅サービス利用者	川根本町に在住の要介護認定を受けている男女420人(在宅認定者全数)	280人	66.7%

調査期間 平成23年1月13日～平成23年1月28日

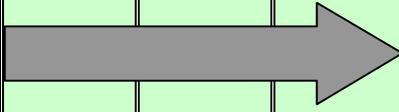
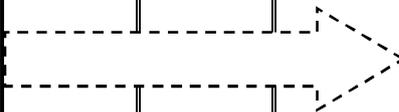
▶会議等による計画づくり

計画の見直しに際しては、被保険者等の意見が反映されるよう、川根本町保健・福祉サービス推進協議会 高齢者福祉・介護保険部会を設置し、検討を重ねてきました。また、パブリックコメントを実施し、広く町民からの意見を募集しました。町においては、事業等に係る連携を図るため、関係各課と細部の検討、調整等を行いました。

第5節 計画期間

この計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3か年を計画期間とします。

また、「介護保険法」第117条第1項に基づき3年ごとに計画の見直しを図るため、次期計画については、平成26年度に平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする見直しを図るものとします。

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第6次高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画						
第7次高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画			見直し			

第2章 川根本町の基本理念と方針

第1節 計画の基本理念

元気な高齢者が多いまち

介護保険サービス、高齢者保健福祉サービス等を活用しながら、高齢者自身が要介護状態にならないよう、自ら介護予防の意識を持ち、心も体も元気な高齢者が多いまちになるよう、また、高齢者を家族や地域が支え、高齢者がいつまでも安心して暮らせるまちを目指します。

本計画における基本理念は、第5次川根本町高齢者保健福祉計画・第4期川根本町介護保険事業計画で掲げた基本理念『元気な高齢者が多いまち』を引き続き継承し、今後も高齢者が、自らの健康を守り、地域の中で生きがいのある生活を送ることができるようなまちづくりを実践していきます。

第2節 重点施策

川根本町が目指す「元気な高齢者の多いまち」を基本理念とし、以下の視点にたって本計画を推進します。

公平かつニーズに合ったサービスの提供

現在実施している保健・福祉・介護保険に関するサービスの内容をより充実し、川根本町高齢者のニーズにあった、どこにいても適切なサービスを同様に受けられる体制整備を目指します。

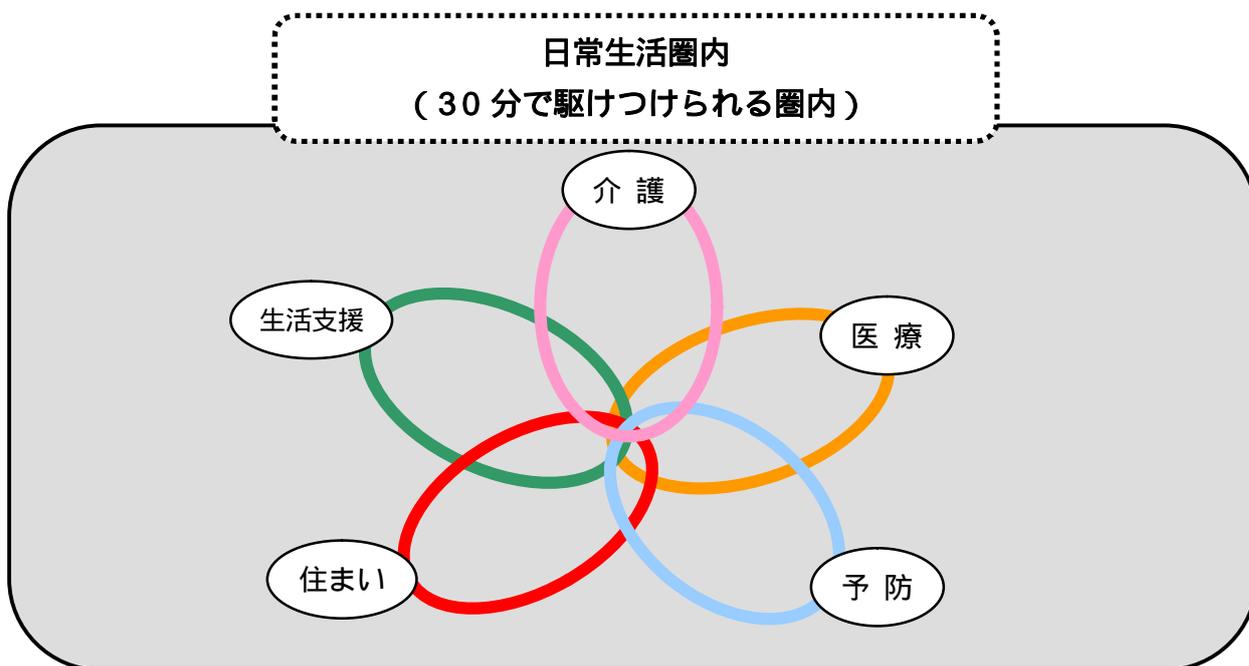
自立支援と介護予防の推進

「できないこと」を介護保険に頼るだけでなく、介護保険本来の目的である自立支援を一人ひとりが目指し、住み慣れた地域で生きがいのある生活が継続されるように、健康づくりを含めた予防対策等を充実し、介護保険事業の円滑な推進が図られるようにします。

地域包括ケアシステムの確立

地域包括支援センターを中心に、高齢者を見守る保健・医療・福祉の関係者および関係機関と協働し、地域の社会資源を活用したネットワークを拡充し、川根本町の高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、システムの構築により高齢化に対応できる支援体制を強化します。

川根本町の地域包括ケアシステムについて



医療との連携強化

- ・訪問看護やリハビリテーションの充実強化を図るとともに、地域包括支援センター職員による24時間体制の緊急時対応を行います。
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施が可能となります。

介護サービスの充実強化

- ・在宅での介護を基本にしつつ、必要に応じて施設居住系サービスの充実を図ります。

予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取組みや自立支援型の介護の推進を図ります。

見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・ひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進します。

高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

- ・住宅改修の利用促進とともに、一定の基準を満たした有料老人ホームと高専賃を、サービス付き高齢者住宅として、高齢者住まい法に位置づけられるのを受け、高齢者が安心して住み続けられる住まいづくりを検討していきます。

第3章 高齢者を取り巻く現状

第1節 高齢者の状況

総人口と年齢3区分別人口の推移

国勢調査及び住民基本台帳によると、川根本町の総人口は、平成18年以降減少傾向にあり、平成22年では8,519人となっています。一方、総人口に占める65歳以上の割合は増加傾向にあり、平成22年では40.9%となっています。

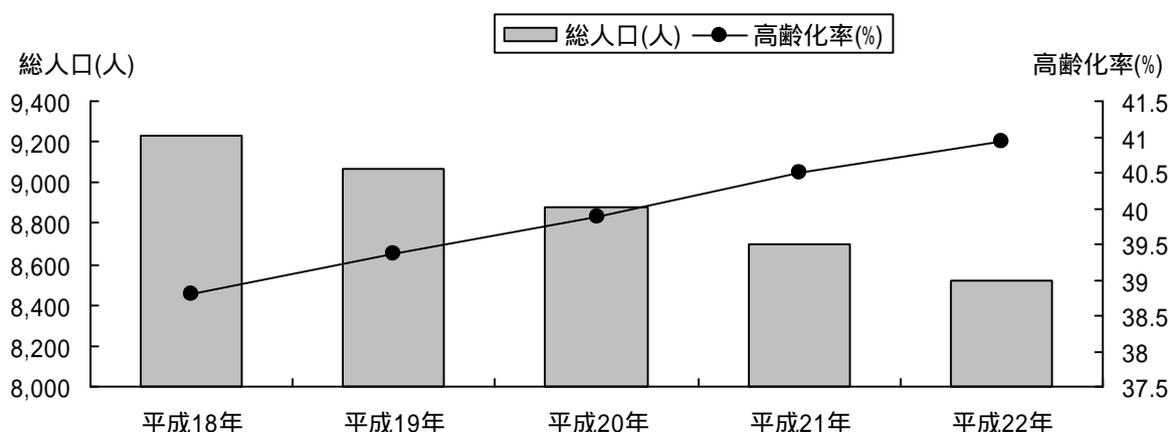
【総人口と年齢3区分別人口の推移】

(上段：人、下段：%)

	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	(再掲) 75歳以上
平成18年	9,226	884	4,762	3,580	1,945
	100.0	9.6	51.6	38.8	21.1
平成19年	9,071	849	4,652	3,570	2,008
	100.0	9.4	51.3	39.4	22.1
平成20年	8,884	808	4,534	3,542	2,038
	100.0	9.1	51.0	39.9	22.9
平成21年	8,703	765	4,414	3,524	2,097
	100.0	8.8	50.7	40.5	24.1
平成22年	8,519	708	4,325	3,486	2,151
	100.0	8.3	50.8	40.9	25.2

資料：住民基本台帳（各10月1日現在、外国人登録者を含む）

【総人口と高齢化率の推移】



高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の割合は、平成18年以降、7割以上で推移しています。また、ひとり暮らし世帯（高齢者のみの世帯）は、増減を繰り返していますが、平成22年には441世帯となっています。

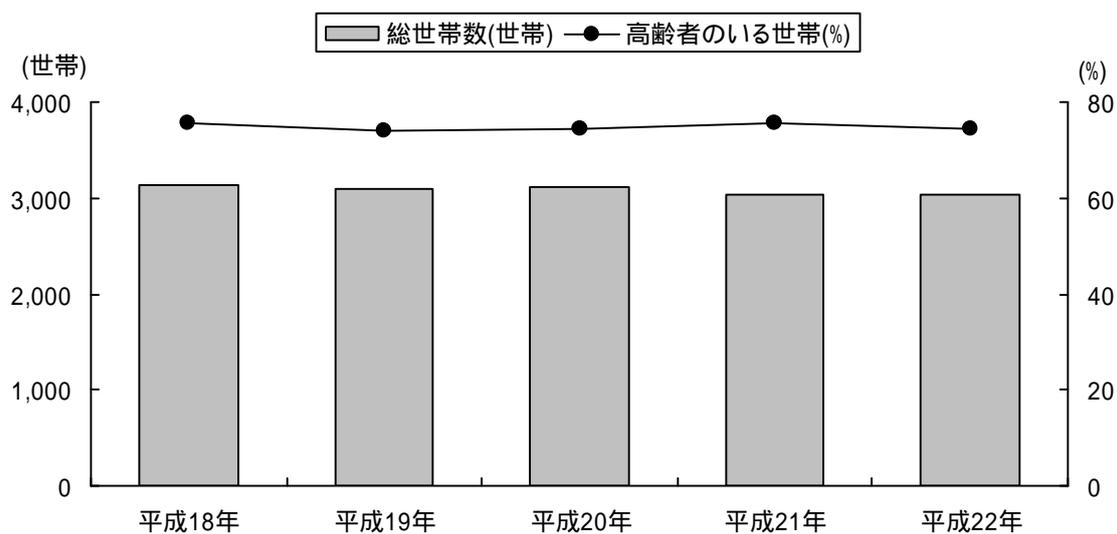
【総世帯数と高齢者のいる世帯数の推移】

（上段：世帯、下段：％）

	総世帯数	65歳以上の 高齢者のいる世帯				
		高齢者のいる世帯	子ども等との同居世帯	ひとり暮らし世帯	夫婦のみ世帯	その他高齢者のみ世帯
平成18年	3,136 100.0	2,373 75.7	1,352 43.1	476 15.2	494 15.6	51 1.6
平成19年	3,104 100.0	2,292 73.8	1,338 43.1	415 13.4	491 15.8	48 1.5
平成20年	3,106 100.0	2,311 74.4	1,294 41.7	474 15.3	496 16.0	47 1.5
平成21年	3,036 100.0	2,295 75.6	1,273 41.9	482 15.9	496 16.3	44 1.4
平成22年	3,029 100.0	2,251 74.3	1,260 41.6	441 14.6	498 16.4	52 1.7

割合は総世帯数に対する該当世帯数で計算している。
資料：高齢者福祉行政の基礎調査（各4月1日現在）

【総世帯数と高齢者のいる世帯の割合】



高齢者の疾病状況

高齢者の疾病状況は、「血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害」、「循環器系の疾患」で65歳以上の割合が9割を超えています。

【高齢者の疾病の状況】

		合計 (件)	65歳以上 の件数 (件)	65歳以上 の割合 (%)
1	感染症及び寄生虫症	68	51	75.0
2	新生物	158	129	81.6
3	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	12	11	91.7
4	内分泌、栄養及び代謝疾患	659	556	84.4
5	精神及び行動の障害	170	93	54.7
6	神経系の疾患	78	59	75.6
7	眼及び付属器の疾患	371	321	86.5
8	耳及び乳様突起の疾患	29	22	75.9
9	循環器系の疾患	1,596	1,440	90.2
10	呼吸器系の疾患	200	130	65.0
11	消化器系の疾患	613	458	74.7
12	皮膚及び皮下組織の疾患	123	76	61.8
13	筋骨格系及び結合組織の疾患	424	368	86.8
14	腎尿路生殖器系の疾患	93	69	74.2
15	妊娠、分娩及び産じょく	1	0	0.0
16	周産期に発生した病態	0	0	0.0
17	先天奇形、変形及び染色体異常	9	3	33.3
18	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見 で他に分類されないもの	44	33	75.0
19	損傷、中毒及びその他の外因の影響	83	57	68.7
合計		4,731	3,876	-

資料：病類別疾病統計表（国保連合会平成22年5月）

第2節 要介護高齢者の状況

要介護認定者数の推移

要介護認定者数は年々増加傾向にあり、平成22年度では517人となっています。

【要介護認定者数の推移】

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要支援1	14	15	10	18	24
要支援2	28	33	37	38	33
要介護1	73	70	96	103	113
要介護2	90	98	114	101	89
要介護3	91	97	104	82	99
要介護4	83	91	88	97	84
要介護5	63	57	55	60	75
合計	442	461	504	499	517

資料:福祉課(各年度末現在)

介護保険サービスの利用状況

平成22年10月における認定者数に占める介護保険サービスの利用者比率は85.0%となっています。

【利用者数と高齢者に占める割合】

(上段:人数(人) 下段:構成比(%))

		平成21年4月	平成21年10月	平成22年4月	平成22年10月
利用者	要支援1	4	6	9	10
		0.1%	0.2%	0.3%	0.3%
	要支援2	23	21	21	25
		0.7%	0.6%	0.6%	0.7%
	要介護1	78	84	87	96
		2.2%	2.4%	2.5%	2.8%
	要介護2	107	95	95	82
		3.0%	2.7%	2.7%	2.4%
	要介護3	100	93	76	85
		2.8%	2.6%	2.1%	2.4%
	要介護4	87	91	99	96
		2.5%	2.6%	2.8%	2.8%
	要介護5	45	51	56	65
		1.3%	1.4%	1.6%	1.9%
	合計	444	441	443	459
		12.5%	12.5%	12.5%	13.2%
高齢者人口		3,538	3,524	3,504	3,486

資料:福祉課

【認定者に占める利用者比率・未利用者比率】

	平成21年4月	平成21年10月	平成22年4月	平成22年10月
利用者比率	86.7%	83.5%	84.5%	85.0%
未利用者比率	13.3%	16.5%	15.5%	15.0%
未利用者数	68人	87人	81人	81人

資料：福祉課

サービスの種類別利用状況

介護保険サービスの利用者に占める在宅サービスの利用者比率は、6割以上で推移しています。

【サービスの種類別利用人数と構成比】

	平成21年4月	平成21年10月	平成22年4月	平成22年10月
居宅サービス	283人	285人	291人	278人
	63.8%	64.6%	65.7%	60.5%
施設サービス	136人	133人	131人	132人
	30.6%	30.2%	29.6%	28.8%
地域密着型サービス	25人	23人	21人	49人
	5.6%	5.2%	4.7%	10.7%
利用者計	444人	441人	443人	459人
	100%	100%	100%	100%

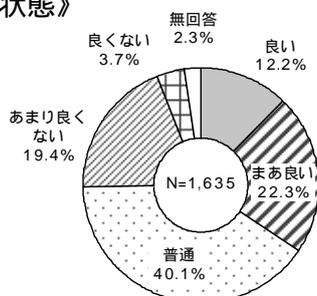
資料：福祉課

第3節 アンケート調査にみる高齢者の生活と意向

▶高齢者一般調査

1) 健康について

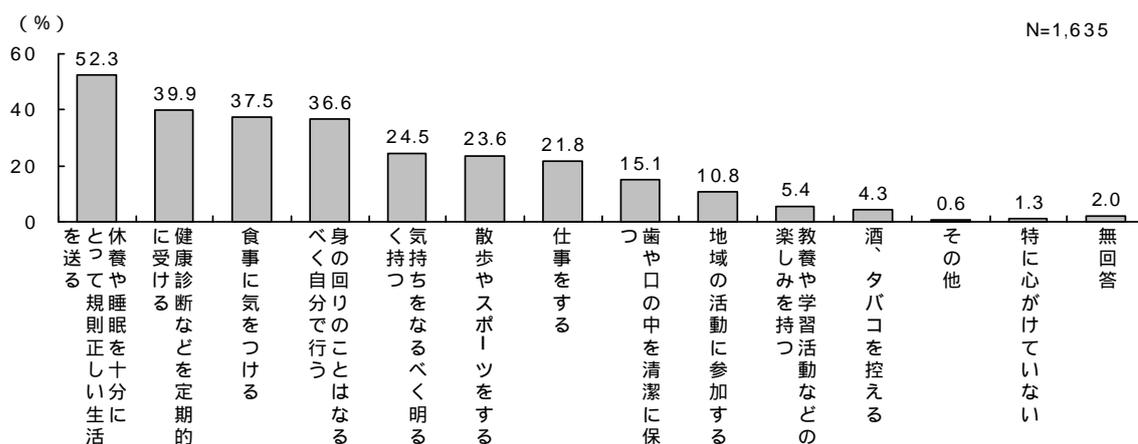
《健康状態》



34.5%の人が健康状態は“良い・まあ良い”と回答しており、23.1%の人が“良くない・あまり良くない”と回答しています。

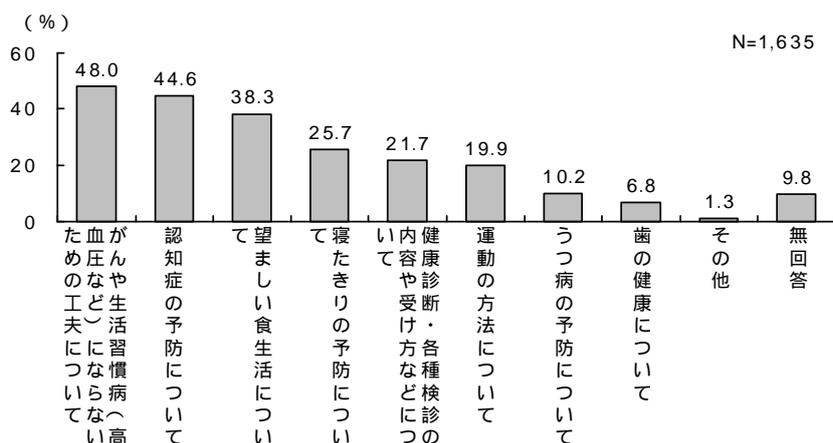
健康のために心がけていることは、「休養や睡眠を十分にとって規則正しい生活を送る」、「健康診断などを定期的に受ける」が多くあげられています。

《健康のために心がけていること》



健康について知りたいことは、「がんや生活習慣病(高血圧など)にならないための工夫について」、「認知症の予防について」が多くあげられています。

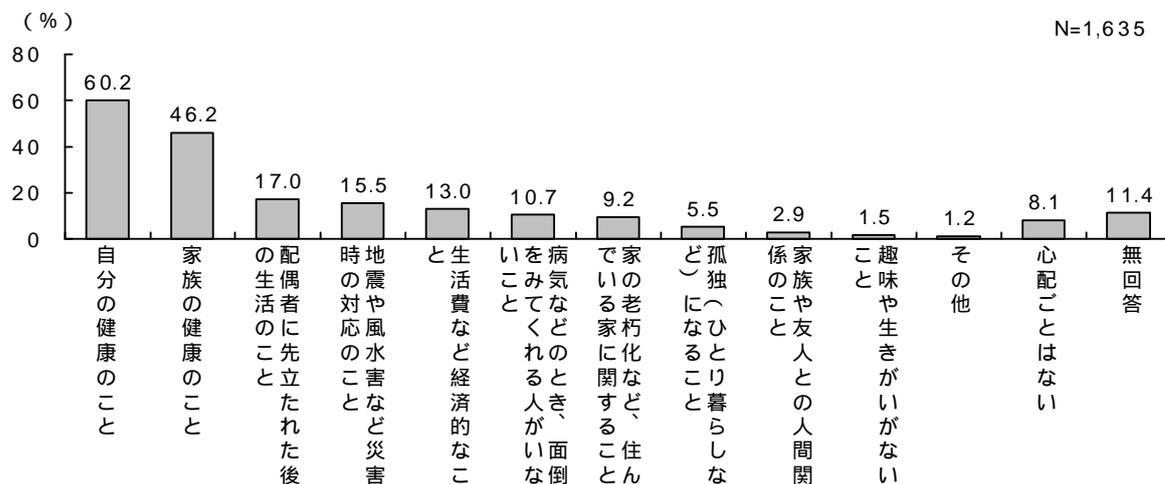
《健康について知りたいこと》



2) 日常生活について

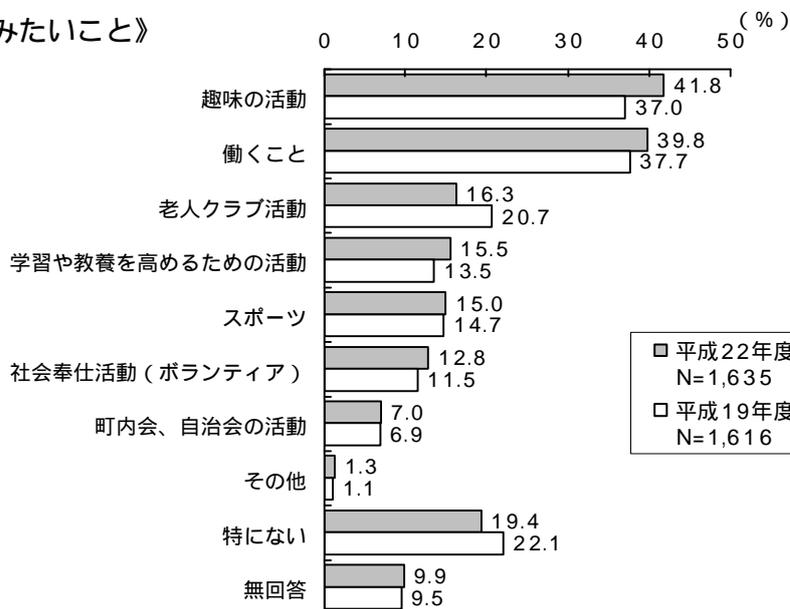
「心配ごとはない」と回答した人は8.1%と1割に満たず、
60.2%と半数以上の方が心配ごとや悩みごととして「自分の健康のこと」をあげています。

《心配ごとや悩みごと》



今後やってみたいことは、平成19年度と22年度ともに、「働くこと」、
「趣味の活動」が圧倒的に多くあげられています。

《今後やってみたいこと》



3) 保健福祉サービスについて

介護予防や生きがい活動を支援するサービスでは、

“認知症予防”や“生活習慣病予防”の利用意向が高くなっています。

《各サービスの利用意向》

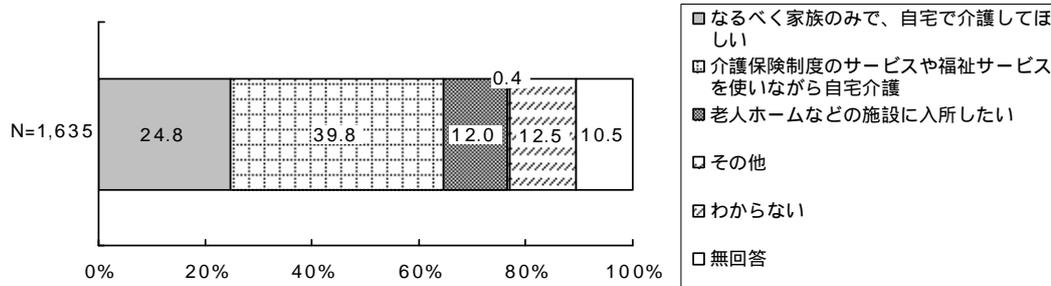
(単位:%)

		平成 19年度	平成 22年度
		1,616	1,635
自立生活支援サービスの 利用意向	生きがい活動を支援する通所サービスや病院などへの送り迎え	43.0	40.0
	緊急時に通報できる装置などを給付・貸与する	29.1	24.9
	ひとり暮らしの高齢者だけでお住まいの方に食事を配達する	16.8	14.4
	外出・散歩の付き添いや買い物などの簡単なお手伝い	11.0	10.2
	ひとり暮らしの高齢者の方に電話をして近況などの話し相手をする	10.8	8.7
	住宅改修する際の相談、助言サービス	7.2	5.1
	その他	0.4	0.6
	特にない	29.8	30.7
	無回答	11.8	15.4
介護予防支援サービスの 利用意向	早期の認知症を発見し、重度化を予防する認知症予防教室	37.1	26.9
	保健師、栄養士が行う生活習慣病予防などの健康づくり教室	24.6	20.1
	転倒を予防するための学習や相談などをする転倒予防教室	22.6	16.6
	閉じこもりや孤立にならないための地域のつどいの場の提供	26.0	15.7
	食生活に関する教室	18.8	14.1
	運動機能向上のため、プログラムを作成し、トレーニングを行なう	10.5	7.8
	デイサービスセンターなどの施設に通って、趣味活動や体操を行う	10.3	7.4
	生活習慣病予防のため、運動プログラムを作成するサービス	9.6	5.9
	音楽、絵画、書道、演劇などの教室	9.2	5.3
	むし歯・歯周病の予防や入れ歯の手入れを学ぶ教室	6.4	2.8
	食事のしたくや洗濯などを体験する教室	3.7	2.0
	足指・つめの手入れについて学ぶ教室	3.7	1.2
	その他	0.2	0.4
	特にない	26.2	25.9
無回答	13.4	17.5	
介護者を対象としたサー ビスの利用意向	介護に関する講習や相談会	33.2	33.0
	介護をしている家族同士の情報交換会	25.5	25.2
	介護用品(紙おむつなど)の支給	20.9	21.7
	同居している高齢者(要介護認定を受けていない)を対象とした短期宿泊	14.4	17.0
	宿泊や日帰り旅行などの交流会	15.9	11.0
	ヘルパー養成研修の経費の助成	8.9	8.1
	その他	0.3	0.7
	特にない	26.5	22.8
	無回答	19.1	21.2

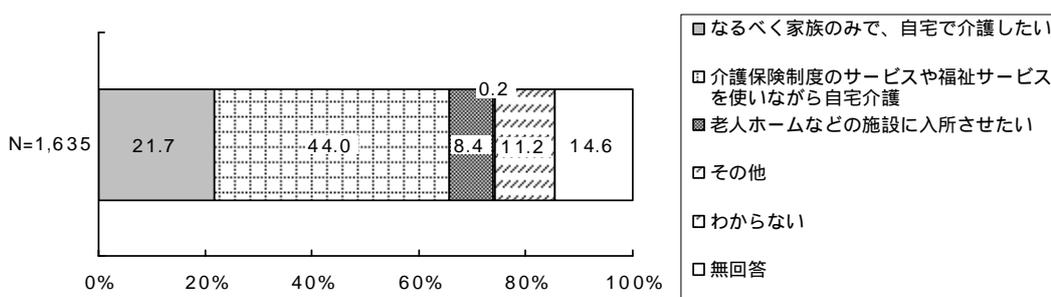
4) 今後のくらしなどについて

介護が必要となった場合には、“なるべく家族のみで、自宅で介護してほしい”、“介護保険制度のサービスや福祉サービスを使いながら自宅で介護してほしい”という在宅介護希望が高くなっています。

《本人に介護が必要となった場合の介護意向》

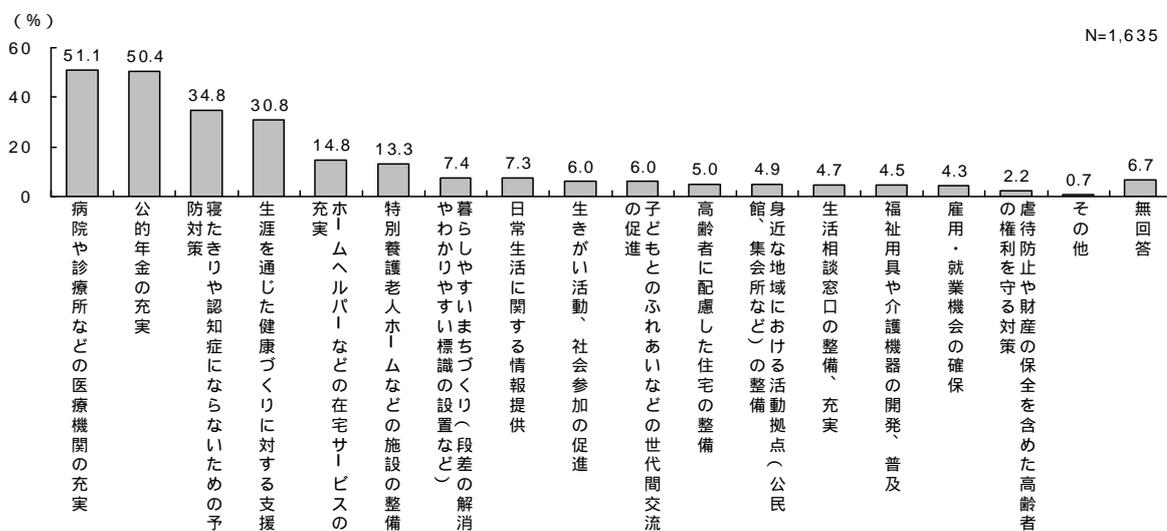


《家族に介護が必要となった場合の介護意向》



高齢期を快適に暮らすための重要な施策としては「病院や診療所などの医療機関の充実」、
「公的年金の充実」が半数以上と、強く望まれています。

《高齢期を快適に暮らすために重要な施策》

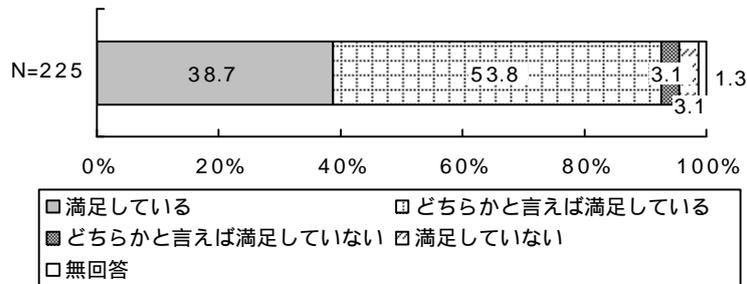


▶介護サービス利用調査

1) 介護保険サービスについて

介護保険制度に対し、9割以上の方が「満足」、「どちらかと言えば満足」と回答しています。

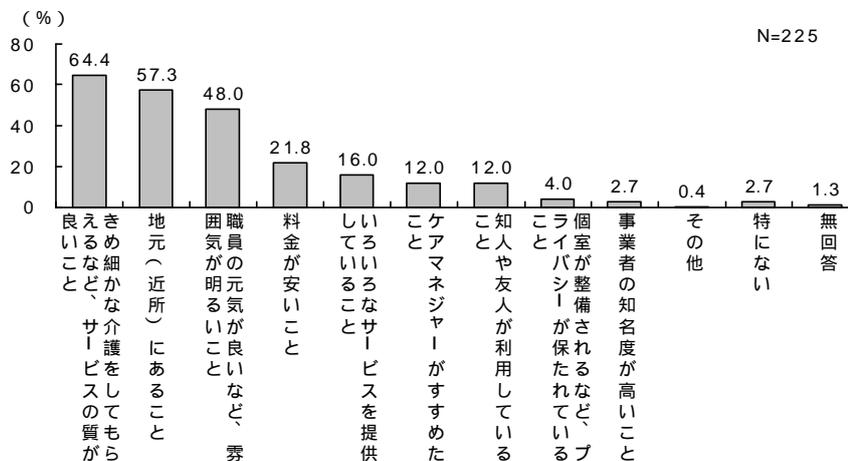
《満足度》



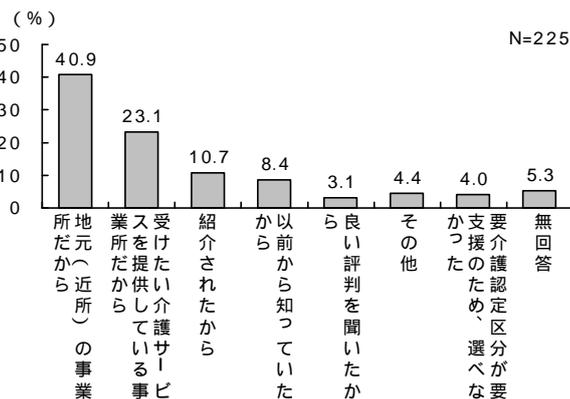
2) 事業者について

“サービスの内容(質)”や“近所であること”、“雰囲気”を重視して、
介護保険サービス提供事業者やケアマネジャーが選択されています。

《事業者を選ぶ際に重視したこと》



《ケアマネジャーを選ぶ際に重視したこと》



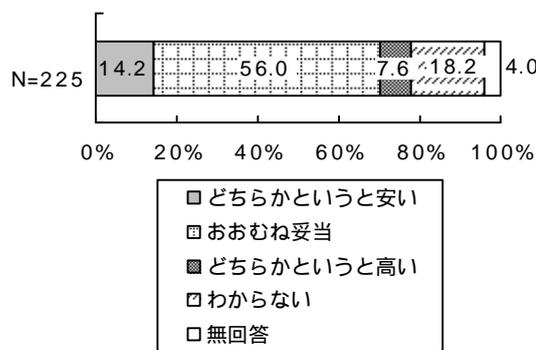
ケアマネジャーに対しては、「説明をもっとすること」が望まれています。

《ケアマネジャーに対する要望》

	回答数 (人)	回答率 (%)
全体	225	100.0
ケアプランや介護保険サービスについて、もっと説明して欲しい	18	8.0
本人や家族の質問や要望をもっと聞いて欲しい	15	6.7
サービスが開始された後、もっと頻繁に訪問や連絡して欲しい	13	5.8
ケアプランの変更の要望にすぐに対応して欲しい	11	4.9
相談などをしたときに、すぐ連絡がとれるようにして欲しい	10	4.4
態度やマナー(時間を守るなど)をもっと良くして欲しい	4	1.8
その他	4	1.8
特にない	157	69.8
無回答	19	8.4

介護保険サービスの利用料金に関しては、「おおむね妥当だと思う」が最も多く半数以上を占め、「どちらかという安い」が「どちらかという高い」より高くなっています。

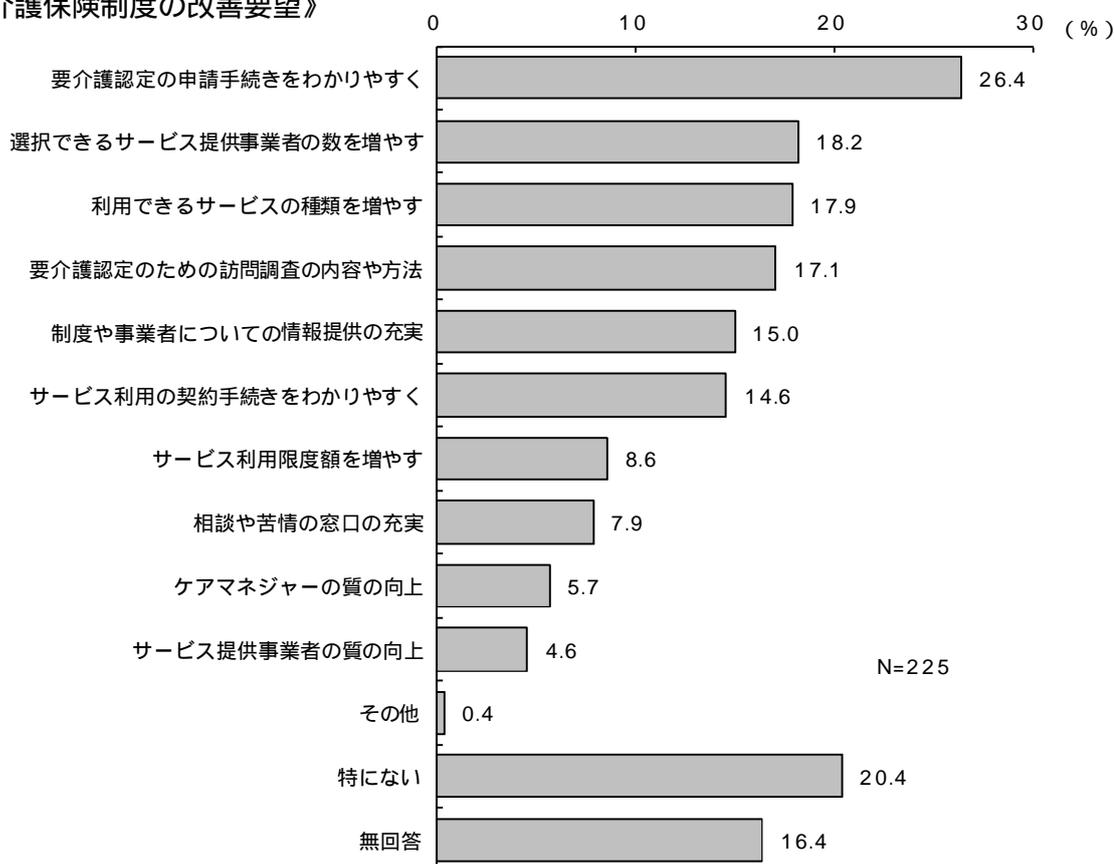
《利用料金について》



3) 介護保険制度について

改善点として、「要介護認定の申請手続きをわかりやすく」、「選択できるサービス提供事業者の数を増やす」、「利用できるサービスの種類を増やす」などが望まれています。

《介護保険制度の改善要望》

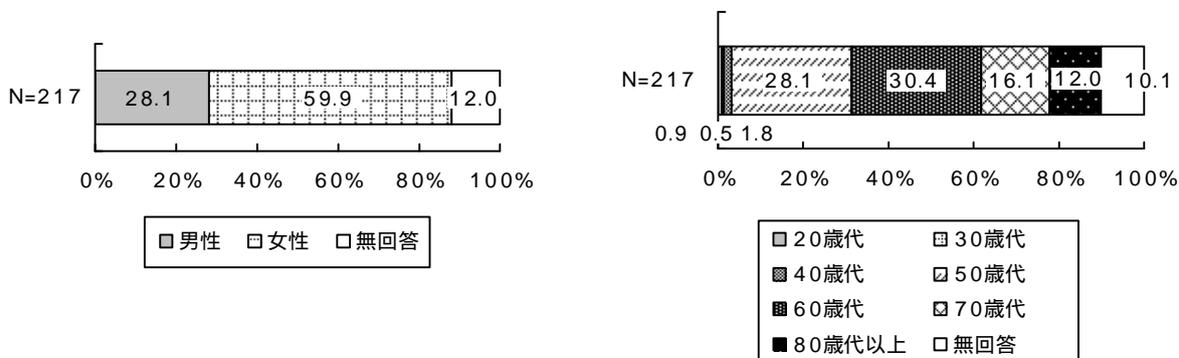


4) 介護をしている方の意見

主な介護者は「女性」が大半を占めています。

主な介護者の年代では、70歳以上が全体の3割近くを占めています。

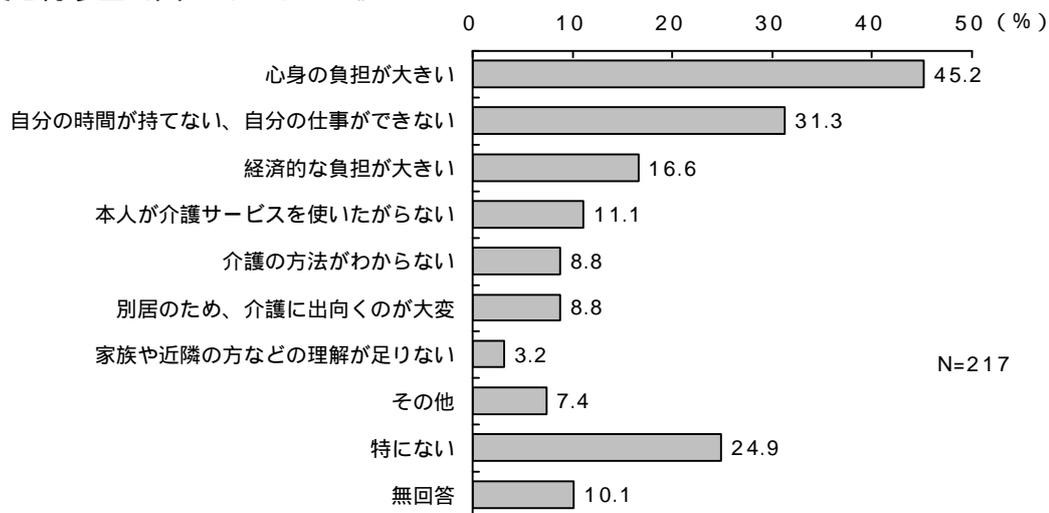
《介護者の属性》



介護を行う上で困っていることは、「心身の負担が大きい」が高く、

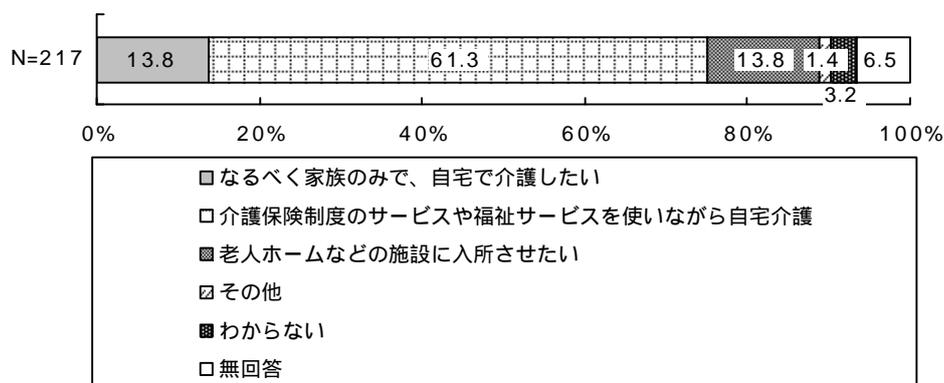
次いで、「自分の時間が持てない、自分の仕事ができない」が高くなっています。

《介護を行う上で困っていること》

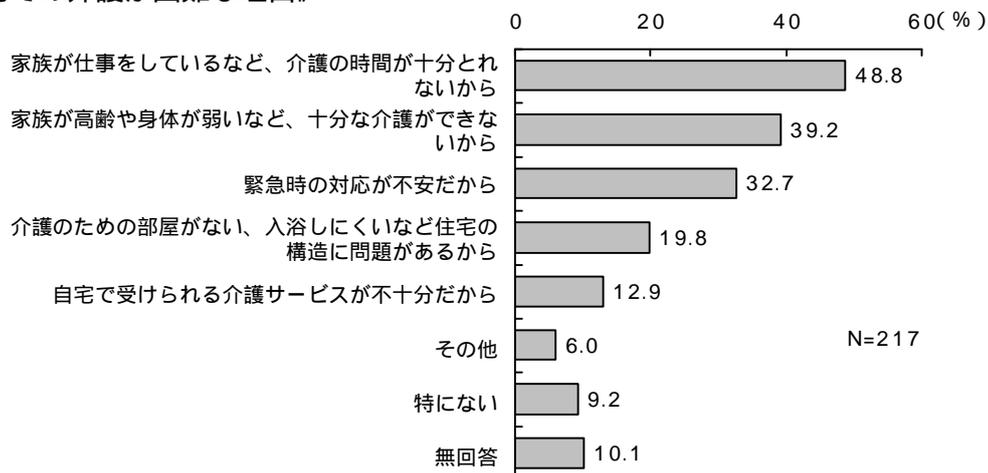


自宅での介護が難しいと感じながら今後も自宅での介護を希望する人が多くなっています。

《今後の介護意向》



《自宅での介護が困難な理由》



▶調査結果からみる今後の課題

課題1 介護予防のためには生活習慣病予防と認知症予防の推進

(高齢者一般調査から)

自分自身の健康状態について、「良い」と回答している人が34.5%であるのに対し、「良くない」と回答している人が23.1%います。自己管理として、規則正しい生活を送る、健康診断などを定期的に受ける、食事に気をつけるなどを心がけている人が多くなっていますが、介護予防の第一歩は健康を維持することでもあります。生活習慣病予防や認知症予防などに対する関心が高かったことから、関心の高いテーマで介護予防教室を開催するなど、高齢者一人ひとりが主体的に介護予防に取り組める環境づくりが必要です。

課題2 生きがいは趣味の活動と仕事が続けられること

(高齢者一般調査から)

川根本町の特徴として、高齢者になってからも農作業を続ける人が多いなど、仕事が生きがいにつながっているケースが多くみられます。しかし、高齢者になると体力等の低下により、転倒や骨折などのリスクが高くなります。生きがいである仕事ができるだけ長く安全に続けられるよう、講座や教室での啓発が必要です。また、趣味の活動を続けたいという高齢者も多いことから、高齢者が興味を持てる学習機会や趣味の活動の場の提供などが求められます。

課題3 在宅介護が続けられる環境づくり

(高齢者一般調査・介護サービス利用調査結果)

在宅での介護を希望する割合が非常に高くなっています。高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯が今後も増加していくことが予想される中で、いかにして在宅介護を支えていくかが重要な課題です。地域包括ケアシステムの確立を目指し、関係機関が連携して在宅介護を支える仕組みづくりを進めていくとともに、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスなど、行政が提供する福祉サービスを充実させていくことが必要です。

課題4 介護保険サービスの満足度向上

(介護サービス利用調査結果)

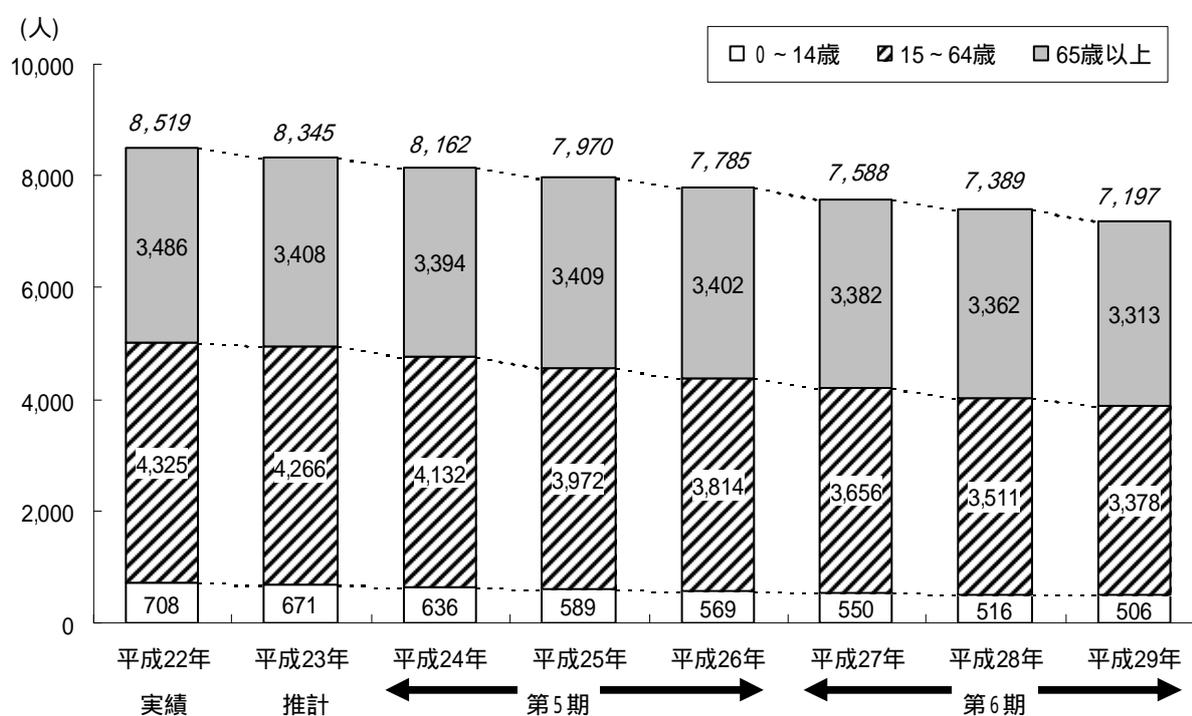
介護保険制度に対し、9割以上の人々が満足と回答しています。また、事業者を選択する際には、サービスの質はもとより、身近な地域にあることが重要な点になっているようです。地域密着型サービスを始め、川根本町内で利用者のニーズに応じた介護保険サービスが提供できるよう、積極的な事業者の参入を促していく必要があります。

第4章 将来推計

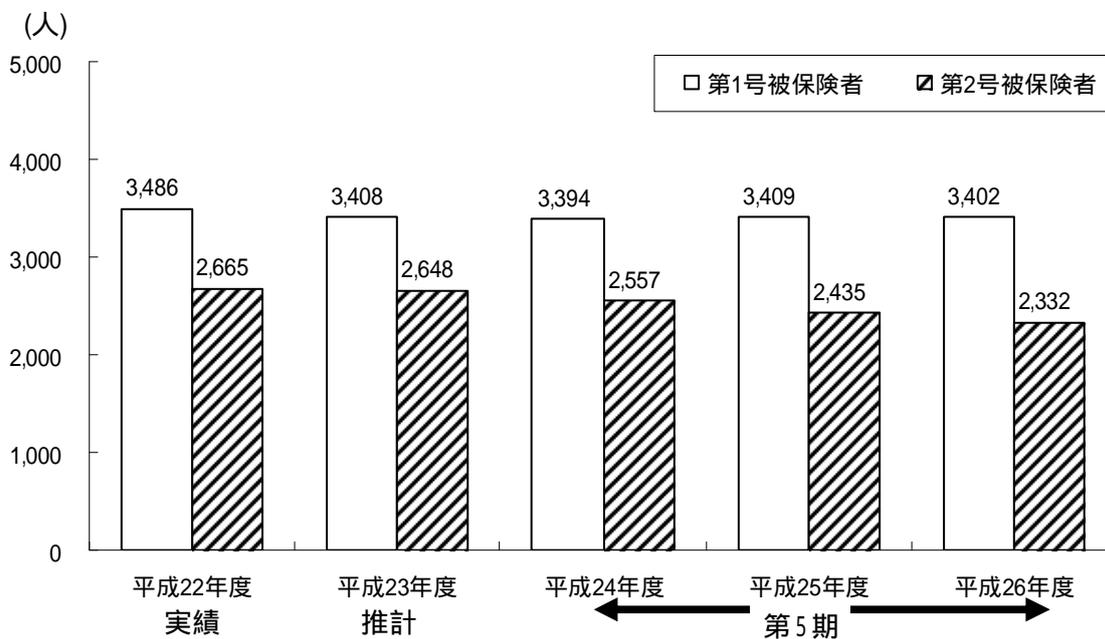
第1節 高齢者数・被保険者数の推計

本計画期間最終年度である平成26年度の総人口は7,785人で、総人口の4割43.7%に当たる3,402人が65歳以上の高齢者と推計されます。また、第1号被保険者(65歳以上)は3,402人、第2号被保険者(40～64歳)は2,332人と推計されます。

【年齢3区分別人口の推計】



【被保険者数の推計】



算出方法

総人口及び高齢者数は、平成 20～22 年 10 月時点の住民基本台帳及び外国人登録者数を用いている。過去の人口の動勢から「変化率」を求め算出するコーホート変化率法を用いている。被保険者については、人口推計の結果算出された該当年齢の人口を被保険者数としている。

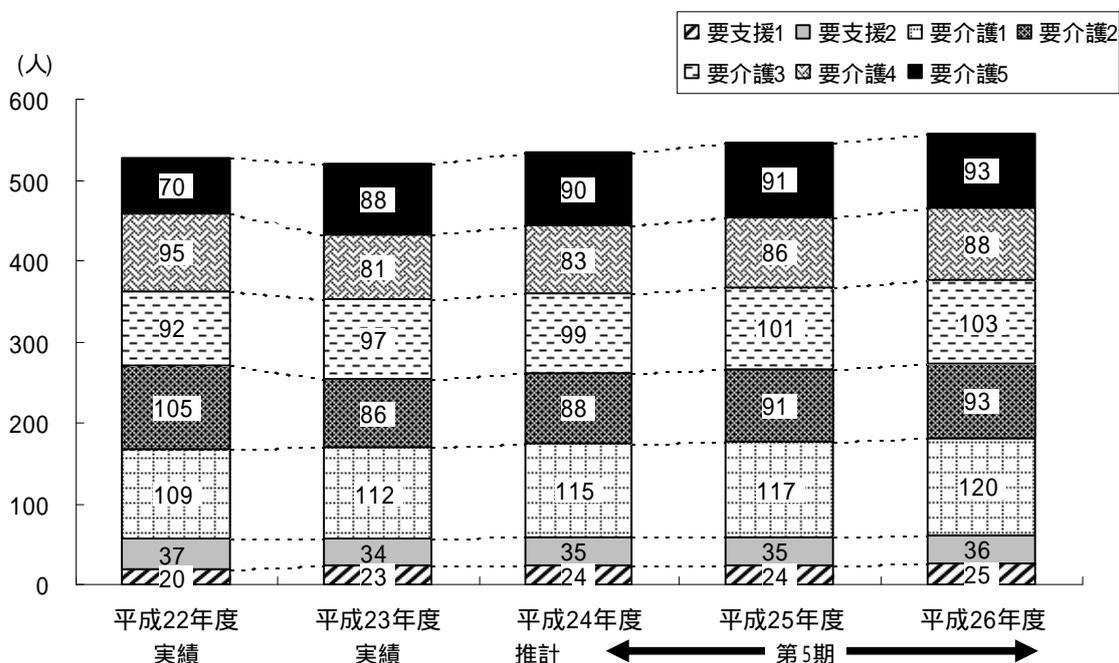
第2節 要介護・要支援認定者数の推移

本計画期間最終年度である平成26年度の要介護・要支援認定者数は合計で558人と推計されます。要介護1が最も多く120人、次いで要介護3が103人、要介護2と要介護5がそれぞれ93人と推計されます。

【要介護・要支援認定者数の推移】

(単位：人)

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (推計)	平成25年度 (推計)	平成26年度 (推計)
合計	528	521	534	545	558
要支援1	20	23	24	24	25
要支援2	37	34	35	35	36
要介護1	109	112	115	117	120
要介護2	105	86	88	91	93
要介護3	92	97	99	101	103
要介護4	95	81	83	86	88
要介護5	70	88	90	91	93



算出方法

国保連合会の確定給付統計を用いて、平成23年6月時点の認定者数から、性別・年齢別・介護度別人数割合(被保険者数に対する割合)を算出して、被保険者数に掛け合わせている。この比率は平成26年度まで一定としている。

第 2 編 高齡者保健福祉計画

第1章 前回計画の検証

第1節 健康増進事業の検証

機能訓練

事業概要

機能訓練は、40歳から64歳の人で疾病・外傷その他の原因による身体または精神機能の障害または低下に対する訓練を行う必要がある人に対して、心身機能の維持回復を図るために必要な訓練を行うものです。

実施状況（年間延実施回数）

		平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
計画値	実施か所数	1	2	2
	実施回数（回/年）	12	24	24
	対象者数（人）	3	4	5
	被指導実人員（人）	3	4	5
	被指導延人員（人）	36	96	120
実績値	実施か所数	0	0	0
	実施回数（回/年）	0	0	0
	対象者数（人）	0	0	0
	被指導実人員（人）	0	0	0
	被指導延人員（人）	0	0	0
達成率	実施か所数	0.0	0.0	0.0
	実施回数（%）	0.0	0.0	0.0
	対象者数（%）	0.0	0.0	0.0
	被指導実人員（%）	0.0	0.0	0.0
	被指導延人員（%）	0.0	0.0	0.0

現状と評価

65歳未満の対象者が2名把握されましたが、機能訓練では実施していません。

訪問指導

事業概要

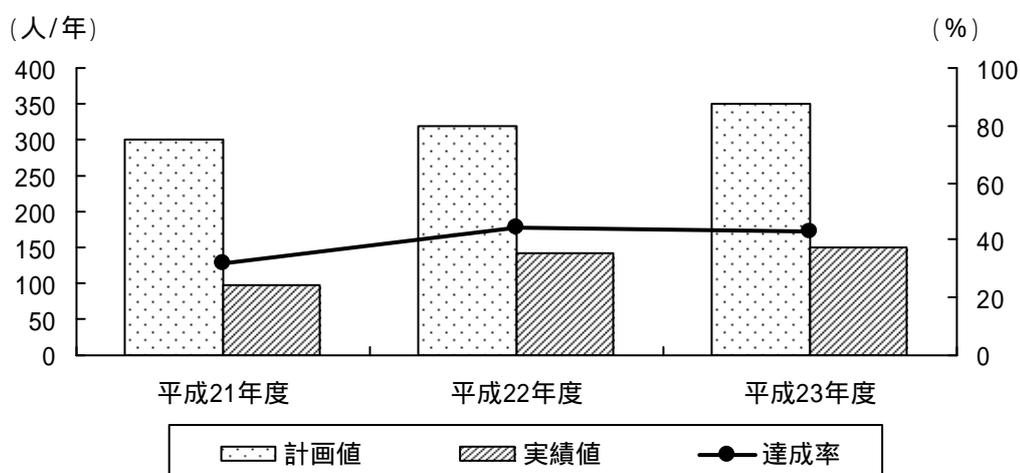
健診結果の要指導者や介護予防の観点から支援が必要な人、及び介護をされていて心身の健康が損なわれやすい家族などが対象となります。

生活習慣病の予防や介護予防及び保健サービスと医療・福祉等のサービスとの調整を目的に、保健師等が家庭に訪問して、本人及び家族に対して必要な相談、助言を行います。

実施状況

		平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績見込	
計画値	対象者数	300	320	350	
	被指導実人数	300	320	350	
	被指導延人数	保健師の指導	380	400	420
		訪問栄養指導	50	60	65
訪問口腔衛生指導		10	12	15	
実績値	対象者数	100	100	100	
	被指導実人数	96	142	150	
	被指導延人数	保健師の指導	129	150	200
		訪問栄養指導	5	0	15
訪問口腔衛生指導		0	0	0	
達成率	対象者数	33.3	31.3	28.6	
	被指導実人数	32.0	44.4	42.9	
	被指導延人数	保健師の指導	33.9	37.5	47.6
		訪問栄養指導	10.0	0.0	23.1
訪問口腔衛生指導		0.0	0.0	0.0	

被指導実人数



現状と評価

訪問指導の被指導実人数は、平成 21 年度 96 人、平成 22 年度 142 人と増加しており、達成率も上がっています。平成 23 年度も 150 人が見込まれます。

健康診査

事業概要

平成20年度の医療制度改革に伴って、40歳以上の健康診査は老人保健法による基本健康診査から各医療保険者が実施する特定健康診査及び75歳以上の後期高齢者健康診査事業へと大きく変化しました。これまでの健診は「早期発見・早期治療」が目的でしたが、生活習慣病の拡大や医療費の高騰を回避するためにも病気になってから治療するのではなく、病気を予防することが重要と考えられ、健診も「病気を見つける」だけではなく「生活習慣病を予防するもの」に重点が置かれました。これらの健康診査以外に、各種がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診等を実施しています。

実施状況（受診者数）（年間実人数）

ア．特定健康診査（国保加入者） 40～74歳被保険者

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
対象者数（人）	1,982	1,924	1,940
受診者数（人）	994	916	850
受診率（％）	50.2	47.6	43.8

イ．後期高齢者健康診査

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
対象者数（人）	2,139	2,165	2,200
受診者数（人）	412	382	637
受診率（％）	19.3	17.6	29.0

ウ．歯周疾患検診

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
対象者数（人）	494	432	400
受診者数（人）	38	52	60
受診率（％）	7.7	12.0	15.0

エ．骨粗鬆症検診

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
対象者数（人）	494	362	360
受診者数（人）	77	98	100
受診率（％）	15.6	27.1	27.8

オ．がん検診

		平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績見込
胃がん	対象者数（人）	3,080	3,000	2,960
	受診者数（人）	462	450	440
	受診率（％）	15.0	15.0	14.9
子宮がん	対象者数（人）	1,947	2,250	2,215
	受診者数（人）	682	640	620
	受診率（人）	35.0	28.4	28.0
肺がん	対象者数（人）	3,080	3,000	2,960
	受診者数（人）	2,832	2,668	2,613
	受診率（人）	91.9	88.9	88.3
乳がん	対象者数（人）	2,000	2,259	2,200
	受診者数（人）	628	439	630
	受診率（％）	31.4	19.4	28.6
大腸がん	対象者数（人）	3,080	3,000	2,960
	受診者数（人）	984	1,006	1,000
	受診率（％）	31.9	33.5	33.8

カ．B・C型肝炎ウイルス検査

		平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績見込
計画値	対象者数（人/年）	250	250	250
	40歳到達者（人/年）	200	200	200
	過去の受診歴ない者（人/年）	50	50	50
	受診者数（人/年）	50	50	50
	40歳到達者（人/年）	30	30	30
	過去の受診歴ない者（人/年）	20	20	20
	受診率（％）	20.0	20.0	20.0
	40歳到達者（％）	15.0	15.0	15.0
	過去の受診歴ない者（％）	40.0	40.0	40.0
実績値	対象者数（人/年）	172	158	305
	40歳到達者（人/年）	91	57	55
	過去の受診歴ない者（人/年）	81	101	250
	受診者数（人/年）	84	105	259
	40歳到達者（人/年）	3	13	12
	過去の受診歴ない者（人/年）	81	92	247
	受診率（％）	48.8	66.5	84.9
	40歳到達者（％）	3.3	22.8	21.8
	過去の受診歴ない者（％）	100.0	91.1	98.8
達成率	受診率（％）	344.0	210.0	518.0
	40歳到達者（％）	10.0	43.3	40.0
	過去の受診歴ない者（％）	405.0	460.0	1,235.0

達成率：実績値受診者数÷計画値受診者数

現状と評価

特定健康診査受診対象者は、40～74歳の各医療保険毎の被保険者になります。町は国保被保険者を対象に実施しています。受診率は県内他市町国保のなかでは上位に位置しておりますが、事業開始から5年目の平成24年度受診率目標値65.0%と比較すると、更なる受診率向上に向けた啓発・啓蒙など対応が望まれます。後期高齢者健康診査は、特定健康診査と違い、かかりつけ医のもとで生活習慣病に係る定期的受診が継続されている者を除いて実施することができますが、平成23年度からは全被保険者に受診券を交付し、希望があれば高齢者健康診査を受診できるよう整備しました。その結果、平成23年度の受診者数は前年度を大きく上回る見込みです。

骨粗鬆症検診及び歯周疾患検診は計画時の対象者数設定と本来の対象者数と大きく差があるため、達成率は実績受診者数と計画値受診者数から割りだしてあります。個別通知の発送等の改善から受診者数は年々わずかながらも増加傾向にあります。

がん検診では、子宮がん検診、乳がん検診が隔年受診（2年ごと）の受診方法となっていることから、受診率は2年の合計数等が出されることが通常ですが、他検診と同様に単年度ごとに算出してあります。大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診には節目年齢の対象者には無料クーポン券を交付し、受診者拡大に努めています。

B・C型肝炎ウイルス検査は、対象者のうちの40歳到達者受診率は非常に低い状態です。勤務先で各種検診を受診する方も多いため、受診しやすい環境づくりも課題と思われれます。また、今までの健診機会に受診できなかった未受診者を対象に実施する肝炎ウイルス検査の受診率は非常に高い状況です。B・C型肝炎ウイルス検査の実施目的及び結果の見方、予防方法等、肝炎ウイルスに関する健康教育も重要と考えます。

健康相談

事業概要

家庭における健康管理に資するために、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うサービスです。

実施状況（年間延実施人数）

総合健康相談（65歳以上含む）

		平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
実績値	実施回数（回/年）	79	80	80
	延実施人数（人/年）	1,035	1,115	1,200

重点健康相談（65歳以上含む）

		平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
実績値	実施回数（回/年）	156	165	160
	延実施人数（人/年）	830	1,080	1,000

現状と評価

地域特性を考慮し、健診結果報告健康相談、各地区巡回健康相談等、中央参集型ではなく、出張型の地区巡回方式を継続しています。多くの来所が望めない地区もありますが、地区巡回方式は大切にしていきたいと考えます。視聴覚媒体を活用したミニ健康講座的要素を盛り込んだ健康相談を今後は展開予定です。

また、こころの健康づくり健康相談事業として、精神保健福祉士の専門相談員による、個別相談や家庭訪問相談も実施しています。

健康教育

事業概要

健康教育は、生活習慣病の予防、健康増進等健康に関する知識の普及啓発と生活習慣改善のための指導及び教育を行うサービスです。

実施状況（特定保健指導：延指導人数 集団健康教育：参加延人数）

特定保健指導（40～64歳）

		平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
実績値	被指導対象者数（人/年）	97	107	82
	延指導人数（人/年）	210	135	120

集団健康教育（65歳以上含む）

		平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
実績値	実施回数（回/年）	22	25	25
	参加延人数（人/年）	467	795	800

現状と評価

特定保健指導は、40～64歳の国保被保険者特定健康診査受診者のうち該当者に実施しています。特定保健指導は当該者の希望により進行している現状になりますが、積極的なアプローチを検討し、特定保健指導を受ける割合の増加が望まれます。また、特定保健指導対象者は年々少なくなっていくよう充実した指導が重要です。

集団健康教育は、参加延人数が年々増加していますが、達成率は計画時と対象者設定に変化があるため比較ができません。今後は視聴覚媒体を活用したミニ健康講座を身近な地区集会所等で提供できるよう努めます。

高齢者福祉事業の現状と評価

生活支援事業

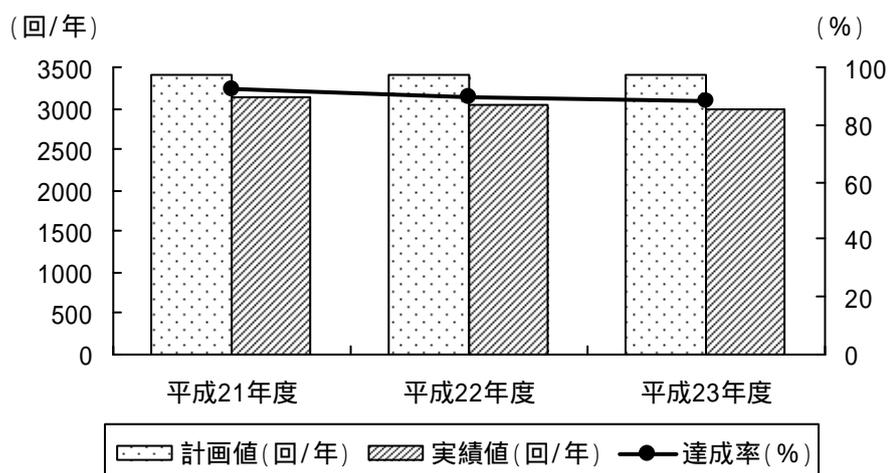
1) 外出支援サービス

事業概要

外出支援サービスは、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対して、移送用車両により利用者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所や医療機関等との間を送迎するサービスです。

実施状況（年間延利用回数）

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
計画値（回/年）	3,400	3,400	3,400
実績値（回/年）	3,147	3,042	3,000
達成率（％）	92.6	89.5	88.2



現状と評価

外出支援サービスの年間延利用回数は、デマンドタクシーの運行もあり、年々わずかに減少傾向にあります。

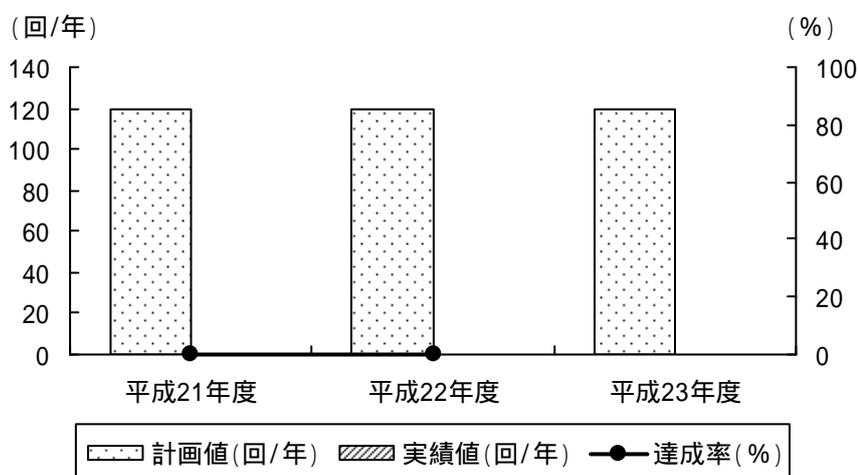
2) 軽度生活援助事業

事業概要

軽度生活援助事業は、介護保険給付の対象とならなかった自立高齢者等を対象に、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するために軽易な日常生活上の援助を行う事業です。

実施状況（年間延派遣回数）

	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績見込
計画値（回/年）	120	120	120
実績値（回/年）	0	0	0
達成率（％）	0.0	0.0	0.0



現状と評価

軽度生活援助事業は利用者数がありません。

介護予防・生きがい活動支援事業

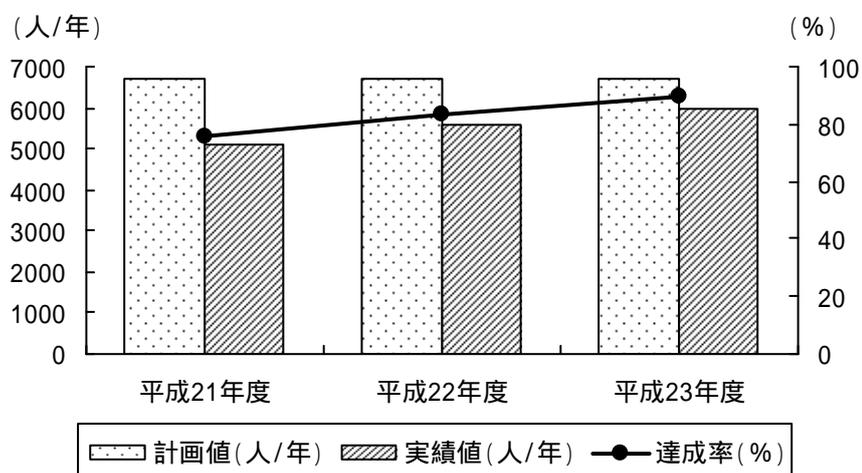
1) 生きがい対応型デイサービス事業

事業概要

生きがい対応型デイサービス事業は、高齢者のみの世帯または日中独居となる高齢者で、介護保険給付の対象となっていない高齢者等のうち、家に閉じこもりがちな方に対して、日常動作訓練から趣味活動等の各種サービスを提供するものです。

実施状況（年間延人数）

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
計画値（人/年）	6,700	6,700	6,700
実績値（人/年）	5,082	5,573	6,000
達成率（％）	75.9	83.2	89.6



現状と評価

生きがい対応型デイサービス事業は、延べ利用者数が年々増加しています。達成率も平成21年度75.9%、平成22年度83.2%と高くなっており、平成23年度は9割弱が見込まれます。

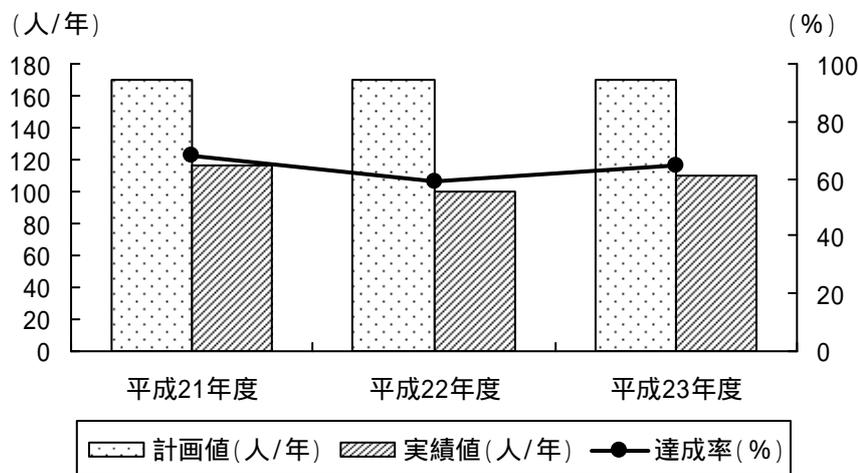
2) 配食サービス事業(「食」の自立支援事業)

事業概要

配食サービス事業(「食」の自立支援事業)は、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、食事に関するサービスを「食」の観点から十分なアセスメントを行ったうえで、計画的、有機的につなげて提供するサービスです。必要な人には配食サービスを行います。

実施状況(年間実利用人数)

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
計画値(人/年)	170	170	170
実績値(人/年)	138	110	110
達成率(%)	81.2	64.7	64.7



現状と評価

配食サービス事業は、多少の利用者の増減はありますが、大幅な変動は見られません。達成率は、6割前後となっています。

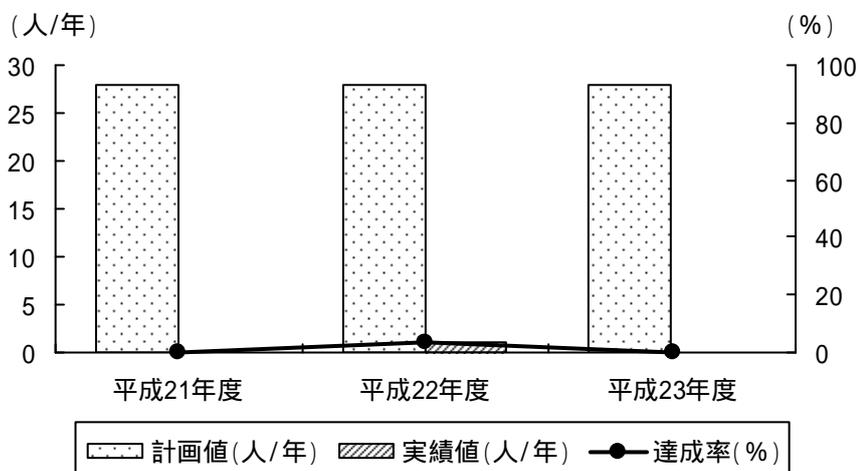
3) 生活管理指導短期宿泊事業

事業概要

生活管理指導短期宿泊事業は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなどの社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム等で日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を防止するものです。

実施状況（年間延人数）

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
計画値（人/年）	28	28	28
実績値（人/年）	0	1	0
達成率（％）	0.0	3.6	0.0



現状と評価

生活管理指導短期宿泊事業は、平成22年度に1名の利用者がありましたが、平成21年度は利用がなく、平成23年度も利用がない見込みです。

その他の福祉事業

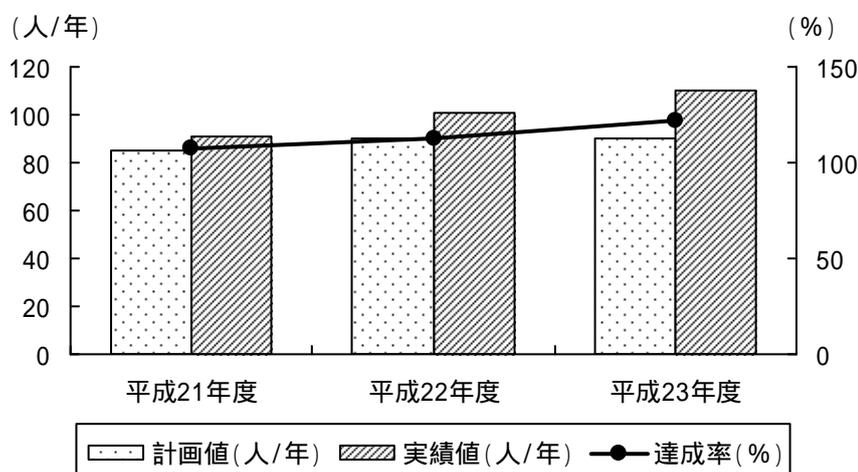
1) 緊急通報体制等整備事業(緊急通報システム)

事業概要

ひとり暮らし等の高齢者宅で火災や体調不良などの緊急事態が発生した場合、近隣住民や民生委員・児童委員、身内及び役場など緊急連絡先に確実に連絡がとれるよう、機器の貸出しを行い、迅速な対応を支援します。

実施状況(年間実利用人数)

	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績	平成 23 年度 実績見込
計画値(人/年)	85	90	90
実績値(人/年)	91	101	105
達成率(%)	107.1	112.2	116.7



現状と評価

緊急通報体制等整備事業は、利用者数が平成 21 年度 91 人、平成 22 年度 101 人、平成 23 年度 105 人とわずかずつ増加し、達成率も 100% を超え高くなっています。

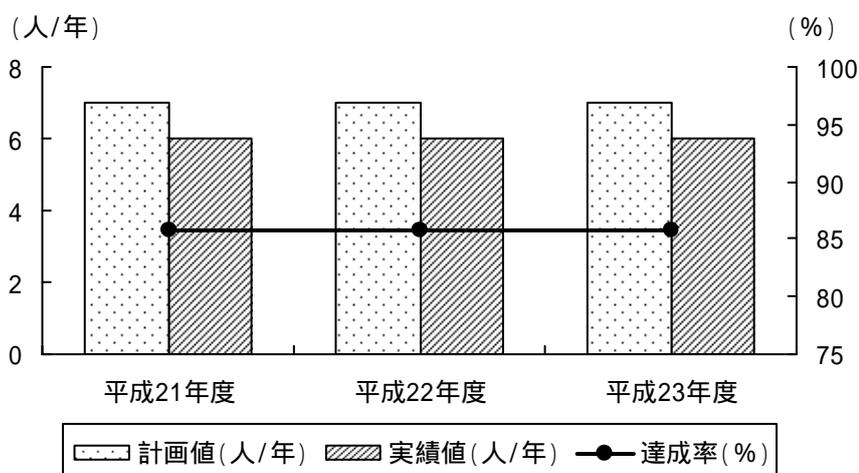
2) 養護老人ホーム

事業概要

養護老人ホームは、概ね65歳以上の方を対象に、心身上、精神上、住宅環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護することが困難な方が入所する施設です。

実施状況（年間利用者数）

	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績見込
計画値(人/年)	7	7	7
実績値(人/年)	6	6	6
達成率(%)	85.7	85.7	85.7



現状と評価

養護老人ホームは、入所者数の変動が無く、達成率は、85.7%で安定しています。

3) 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の老人に対して、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設となっています。

4) 創造と生きがいの湯

この施設は、地域の高齢者が健康で生き生きした生活を送ることができるよう、心身の健康増進活動の支援及び介護予防並びに生きがい作りのための施設です。

第2章 高齢者保健福祉サービスの目標

第1節 高齢者福祉事業の目標

生活支援事業

1) 外出支援サービス

計画値（年間延利用回数）

平成24年	平成25年	平成26年
3,400	3,400	3,400

施策の方向性

利用状況の確認に努め、今まで以上に利用しやすいサービスとなるよう努めます。

2) 軽度生活援助事業

計画値（年間延派遣回数）

平成24年	平成25年	平成26年
120	120	120

施策の方向性

要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するための簡易な日常生活上の支援を行います。

また、サービス提供者として、社会福祉協議会を含め、シルバー人材センターの活用を図るなどの検討をしていきます。

介護予防・生きがい活動支援事業

1) 生きがい対応型デイサービス事業

計画値（年間延人数）

平成24年	平成25年	平成26年
6,700	6,700	6,700

施策の方向性

事業の目的である介護予防を、より効果的に進めるよう、利用者の増加に努めます。また、地域支援事業の展開に併せて、事業内容や、サービスの拡大を検討して行きます。

2) 配食サービス事業(「食」の自立支援事業)

計画値(年間実利用人数)

平成24年	平成25年	平成26年
170	170	170

施策の方向性

食生活の改善を主な目的とし、食の自立支援を進めます。また、利用が必要な人が利用しやすいサービスとなるよう、努めます。

3) 生活管理指導短期宿泊事業

計画値(年間延人数)

平成24年	平成25年	平成26年
28	28	28

施策の方向性

社会適応の困難な高齢者が、一人でも地域で自立した生活が送れるよう支援していきます。

その他の福祉事業

1) 緊急通報体制等整備事業(緊急通報システム)

計画値(年間実利用人数)

平成24年	平成25年	平成26年
100	100	100

施策の方向性

地域の民生員等関係者との連携を図りながら、緊急時の連絡体制が整っていないひとり暮らしの高齢者の利用促進に努め、ひとり暮らしの高齢者等が、安心して生活できる環境を整えます。

2) 緊急医療情報キット整備事業(平成23年度より新規事業)

事業概要

ひとり暮らしの高齢者等が、自宅で緊急搬送を必要とするような事態に備え、緊急時に必要な支援を迅速かつ的確に受ける為、緊急連絡先、かかりつけ主治医、及び服薬等の情報を記載し保管する容器等を配付します。

計画値(年間実利用人数)

平成24年	平成25年	平成26年
500	1,000	1,000

施策の方向性

より多くの利用対象者に配付し、併せて定期的な情報の更新を行う仕組みを整え、安全と安心の確保を図ります。

3) 養護老人ホーム

計画値(年間実利用人数)

平成24年	平成25年	平成26年
6	6	6

施策の方向性

入所者も高齢化しており、身体や精神の状態が悪くなり、養護老人ホームでの生活が困難になった場合には、特別養護老人ホームへの入所など、今後の対応を検討していきます。

関係市町や施設とも連携し、施設の充実を図ります。

4) 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の老人に対して、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設となっています。

5) 創造と生きがいの湯

この施設は、地域の高齢者が健康で生き生きした生活を送ることができるよう、心身の健康増進活動の支援及び介護予防並びに生きがいづくりのための施設です。

第3章 心とからだの健康づくり

第1節 健康づくりの推進

現状と評価

若い頃と比較して高齢期には体力も低下し、健康に対して自然に配慮するようになりませんが、健康な体を保つためには、年齢に応じて健康を意識した日常生活を送ることが大切であると言えます。そのため本町では、妊産婦や乳幼児を対象とする母子保健をはじめ、住民全体を包括する年代、生活段階にあった健康づくりを支援しています。

高齢期には、疾病にかかりやすいほか、改善・回復、治療に時間を要するなどの傾向にあるため、健康増進とともに、疾病予防や疾病の早期発見・早期治療など重要性を増しています。

施策の方向性

- ・ 健康診査、各種検診の受診促進と受診後の教育・指導の充実を図り、疾病予防や早期発見・早期治療による重症化予防に努めます。
- ・ 健康相談、健康教育を通じて生活習慣病予防や健康上の不安解消に努め、健康づくり、保持増進を支援します。
- ・ 町B & G海洋センター運動指導スタッフと連携協働し、運動による健康づくりの促進に努めます。
- ・ 地域における健康づくり組織活動を促進するとともに、広報や健康教育など、様々な機会を通じて、自分たちの力で健康な生活やこころ豊かな人生を獲得でき、自らの健康は自ら守るなどの健康意識の高揚を図るため、知識・技術の提供や環境づくりを支援します。
- ・ 医師会との協力により、身近な場所でもかかりつけ医を確保できるように、かかりつけ医の重要性の啓発に努めます。
- ・ 健康診査後には、結果説明会を行い、健康度評価（ヘルスアセスメント）、個別指導を実施し、個人のニーズにあった計画的、総合的な保健サービスの提供に努めます。
- ・ 健康まつりを開催し、運動普及や健康づくり意識の高揚を図ります。
- ・ 生活機能評価の結果と高齢者健康診断結果から、指導の必要がある高齢者については、地域包括支援センターと連携し、町の保健福祉サービスが総合的に提供されるよう努めます。
- ・ インフルエンザワクチンや高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用に対し公費助成を図り、接種希望者が接種しやすい環境を整備し、疾病の重症化を予防します。
- ・ 認知症予防や認知症高齢者の孤独、不安の解消を目的に、話相手ボランティアを養成し、高齢者宅へ訪問活動を社会福祉協議会との共催により推進していきます。

第2節 介護予防の促進

現状と評価

平成22年8月に、地域支援事業に実施要綱が改正され、介護予防事業について見直されました。これまで特定高齢者といわれていた人たちが、二次予防事業対象者となり、一般高齢者が一次予防事業者対象者となりました。対象者の把握には、基本チェックリストによる把握および地域包括支援センター職員による訪問活動により、高齢者の実態把握に努めています。

本計画の基本理念である「元気な高齢者が多いまち」を達成するためには、まずは要介護状態にならないための介護予防が非常に重要です。各種予防教室を開催し、今後もより一層介護予防に力を入れていく必要があります。

施策の方向性

- ・ 介護保険サービスの予防給付、地域支援事業の介護予防施策を展開していきます。
- ・ 要支援者、二次予防事業対象者、一次予防事業対象者それぞれの状態に即した介護予防サービスを提供します。
- ・ 地域包括支援センターとの連携のもと、基本チェックリスト等を活用し、介護予防施策を早期に実施する必要がある高齢者の把握に努めます。
- ・ 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、管理栄養士、歯科衛生士、看護師など、介護予防を推進する専門的人材の確保に努めます。
- ・ 地域サロンの活性化、ボランティアの育成・確保を図り、地域における自主的な活動の取り組みや介護予防活動を支援します。
- ・ 介護予防事業において、主体的に取り組む地域の団体に対して、支援していきます。
- ・ 高齢者と同居している家族などを対象に、介護予防についての知識の普及や意識の高揚を図るため「介護者のつどい」や「家族介護教室」を実施していきます。

第3節 認知症対策

現状と評価

全国的にみて、認知症患者は年々増加しており、川根本町においても認知症高齢者は徐々に増加してきています。本町では、平成22年度に認知症サポーター養成講座を全地区で開催し、790人が参加しました。また、地域包括支援センターでは、認知症に関する相談窓口を設置し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で認知症高齢者を支えていく体制の強化を図っています。今後は、医療機関や民生・児童委員等の関係機関や関係団体との連携を強化し、認知症高齢者および予備軍の早期発見、早期対応に努める必要があります。

また、高齢者の成年後見制度の周知を図るために、年1回講演会を開催しています。高齢者の権利擁護の推進体制の構築等、制度の周知とともに関係機関が連携し高齢者を支援していく仕組みづくりが求められます。

施策の方向性

- ・ 医療機関、民生・児童委員などの関係機関と連携し、認知症高齢者の早期発見に努めます。
- ・ 地域密着型サービスで提供している「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護」については、サービス提供事業者と連携し、利用者のニーズに則したサービス提供を目指します。
- ・ 認知症高齢者を地域で見守るために、認知症サポーターの育成および活動を支援していきます。
- ・ 認知症に関する相談窓口を地域包括支援センターに設置し、利用促進を図ります。
- ・ 講演会等の機会を利用して、成年後見制度など権利擁護の制度に関する周知や、制度の利用促進を図ります。

第4節 地域包括ケアシステムの確立

現状と評価

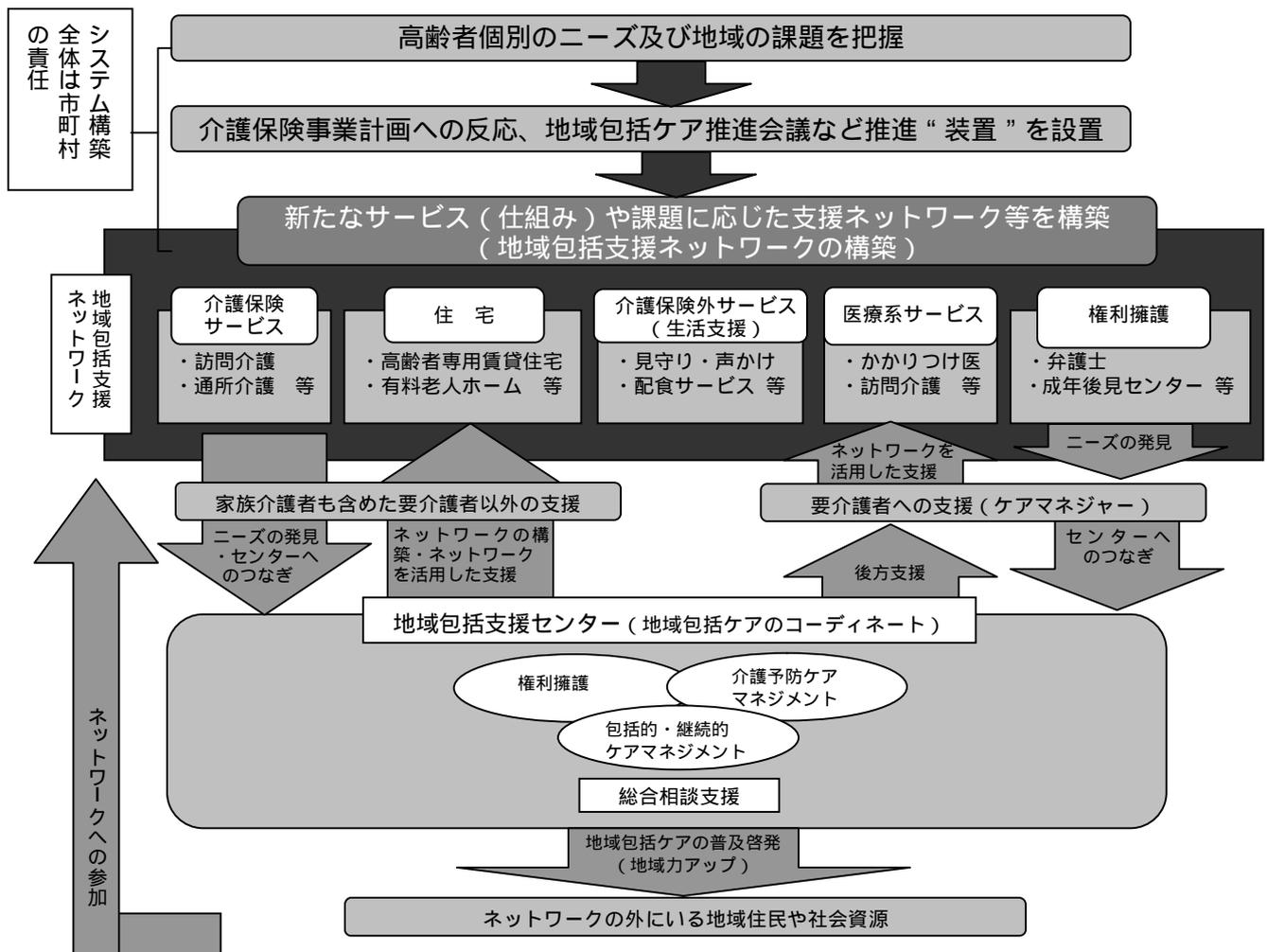
高齢者が安心して元気に、いきいきと過ごすためには、できるだけ医療や介護が必要な状態にならないようにすることが必要です。また、医療や介護が必要になったときに、できるだけ住み慣れた自宅や地域で安心して生活できるようにすることが必要です。医療、介護、地域での見守り、住まいのサービスがニーズに合わせて提供できるように、地域で支え合う地域ケアシステムの確立が求められます。

本町では、地域包括支援センターを中心に、システムの確立を目指して、関係機関、関係団体と連携し、川根本町の地域特性に合った体制づくりを進めます。

施策の方向性

- ・ 行政、医療機関、保健福祉関係機関、地域組織、ボランティア等、多彩な方面の協力により、高齢者を地域で支えることのできる地域包括ケアシステムの確立について検討します。
- ・ 訪問看護等の介護保険サービスの実施を事業所等に働きかけ、在宅医療の充実に努めます。
- ・ 高齢者が住みやすい住宅への支援、住宅改修の利用を推進していきます。

地域包括支援センターと地域包括ケアシステムのイメージ



出典：厚生労働省資料をもとに作成

第4章 社会参加を通じた生きがいづくり

第1節 老人クラブ活動の促進

現状と評価

老人クラブの会員数は、年々増加傾向にあります。活動がマンネリ化している等の課題があります。行政では、老人クラブ活動費の補助を行い、活動の支援を図っていますが、高齢者の生きがいづくりという観点から、老人クラブ活動の活発化は重要なことです。県老人クラブ連合会主催の研修会への参加を促すなど、更なる活動活発化に向けて支援が必要です。

【老人クラブ加入者数の推移】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
合計（人）	1,738	1,763	1,772
男性（人）	702	700	674
女性（人）	1,036	1,063	1,098
クラブ数	32	32	32

施策の方向性

- ・ 他のボランティア団体の行う事業などとの連携を図るなどして事業の内容を広げ、新規加入者の増加を促進します。
- ・ 中心的な役割を担う人材の育成に努めます。

第2節 学習機会の提供

現状と評価

すこやか大学や生涯学習講座を開催し、高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、学習機会の充実を図っています。また、高齢者の持つ経験や知識を次代に伝えていく取組みとして、地域で行う生涯学習事業や、放課後子ども教室等の機会を利用して、体験活動の機会を設けています。今後も、高齢者が参加者および講師として活動できる機会の充実を図り、活躍の場を提供していくことが必要です。

【高齢者の学習講座（平成23年4月～平成24年3月）】

事業名	実施主体	内容等	時期	参加人数
すこやか大学	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・開校式 ・健康講座（姿勢と健康について） ・手作り講座（石ころアート） ・町内探訪（わが町再発見） ・生涯学習のつどい ・閉校式 	平成23年4月～ 24年3月	307人

【千年の学校の実施状況（第10期 平成23年4月～平成24年3月）】

講座名		内容等	時期	参加人数
基礎講座	お宝発見ツアー	ならわしや方言、民話等について地元の長老の話を聞く	6月18日	30人
	地域講座	静岡文化芸術大学との交流	10月 19・20日	32人
	SLフェスタ参画	千頭駅周辺でのイベント参加	10月 7～10日	28人
専門講座	山の暮らしコース	間伐材の利用や山の暮らしについて学習	6月～11月 (5回)	36人
	ふるさとの食コース	そば、雑穀を中心とした地域の作物の生産や、昔ながらの郷土食を研究	6月～12月 (6回)	46人
	田舎のものづくりコース	町内の素材を活かし、昔ながらの日用品の継承	7月～1月 (3回)	52人
	未来につなげる文化コース	1日で完結するテーマの講座を開設	10～11月 (2回)	24人

施策の方向性

- ・ 高齢者の多くの参加を図るため、各種講座やグループ団体等との情報提供の充実を図ります。
- ・ 多様化する学習機会に対応するため、豊かな知識、経験、生活の知恵などを備えた高齢者の協力を要請します。また、そのような機会を設けることにより、高齢者の生きがいづくりを促進します。
- ・ 高齢者が持つ技術や技能を伝承するために、小・中学校との連携を図り世代間交流を促進します。また、その技能や技術を生かせる場の提供に努めます。
- ・ 「まちづくりへの参加」を目指し、自然や温泉、お茶、歴史、文化、暮らし、人等、ソフト・ハード両面の地域資源の再確認・創造により、それぞれの立場の中で参加できる人づくりについて取組みを進めていきます。

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

現状と評価

高齢者の健康増進、介護予防の観点から、日ごろから体を動かすことは非常に重要なことです。本町では、スポーツ推進委員が中心となって、高齢者が気軽に楽しめる軽スポーツの講習会や教室を開催しています。また、生涯学習推進員や体力づくり地区推進と連携し、安全にスポーツを楽しむ環境整備に努めています。

いきいきサロンは、地元住民との連携により、実施しており、今後も継続的な実施が望まれます。

町主催の各種イベントや大会等に関する情報や、チラシの作成、町ホームページ等で周知を行い、参加を呼びかけています。

【スポーツ・レクリエーションの開催状況（平成23年4月～平成24年3月）】

事業名	実施主体	内容等	時期	参加人数
スポーツ教室	教育委員会	軽スポーツ講習会（ファミリーバドミントン）	平成23年 7月 (3回)	26人
むつみ学級	教育委員会	第1回学習会（レクリエーションと軽スポーツによる交流）	平成23年 6月	30人
町民グラウンドゴルフ大会	体育協会	グラウンドゴルフ	平成23年 10月	336人
生涯学習スポーツのつどい	教育委員会	ファミリーマラソン	平成24年 3月	316人

施策の方向性

- ・ 高齢者が参加しやすい、軽スポーツや時代を先取りしたニュースポーツの導入に努め、参加者の拡大を促進します。
- ・ 高齢者が安全に楽しめるよう、ボランティアなどと連携して環境整備に努めます。
- ・ 大会や催し物、グループ団体等の情報提供の充実を図ります。

第4節 就業等の支援

現状と評価

近年の経済不況により、高齢者はもとより、若者の就労も厳しい状況にあります。しかし、本町では、高齢者になっても農業を続ける人が多く、安全で無理のない就労が続けられるよう、支援が必要です。

シルバー人材センターの登録人数は、平成23年度時点で225人が見込まれます。受託事業収入については年々増加しており、平成22年度以降は6,000万円を上回っています。シルバー人材センターは、会員の高齢化、新規会員の確保が課題となっていますが、平成22年4月に一般社団法人化され、自立・自主団体として、更なる発展が期待できます。

また、広報、ホームページにより、ハローワーク出張相談について周知を行い、毎月第3月曜日に相談を行うなど、就労情報の充実を図っています。

【シルバー人材センター 会員の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (計画値)
登録人数(人)	214	206	225
受託事業収入(千円)	58,827	63,841	66,639

施策の方向性

- ・ シルバー人材センターの事業の拡大を支援するとともに、登録人数の増加を促進し、機能強化に努めます。
- ・ 公共職業安定所(ハローワーク)や商工団体と連携し、高齢者への就労情報の充実を図るとともに、職場での安全性の向上を啓発します。
- ・ 農業従事者の高齢化による労力負担の軽減のために、機械化の促進や省力化を支援していきます。

第5節 社会活動への参加の支援

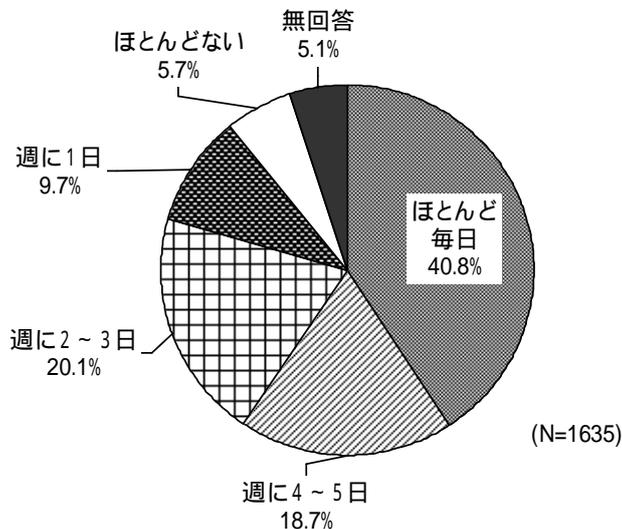
現状と評価

社会福祉協議会、地域ボランティアを中心に各地区で開催されているいきいきサロンは、高齢者の生きがいづくりの場となっています。各地区のふれあいいきいきサロンへの協力、新規参加者の確保が課題となっています。また、配食サービス事業の配食ボランティアについては、新規会員の確保とグループの運営が課題となっています。

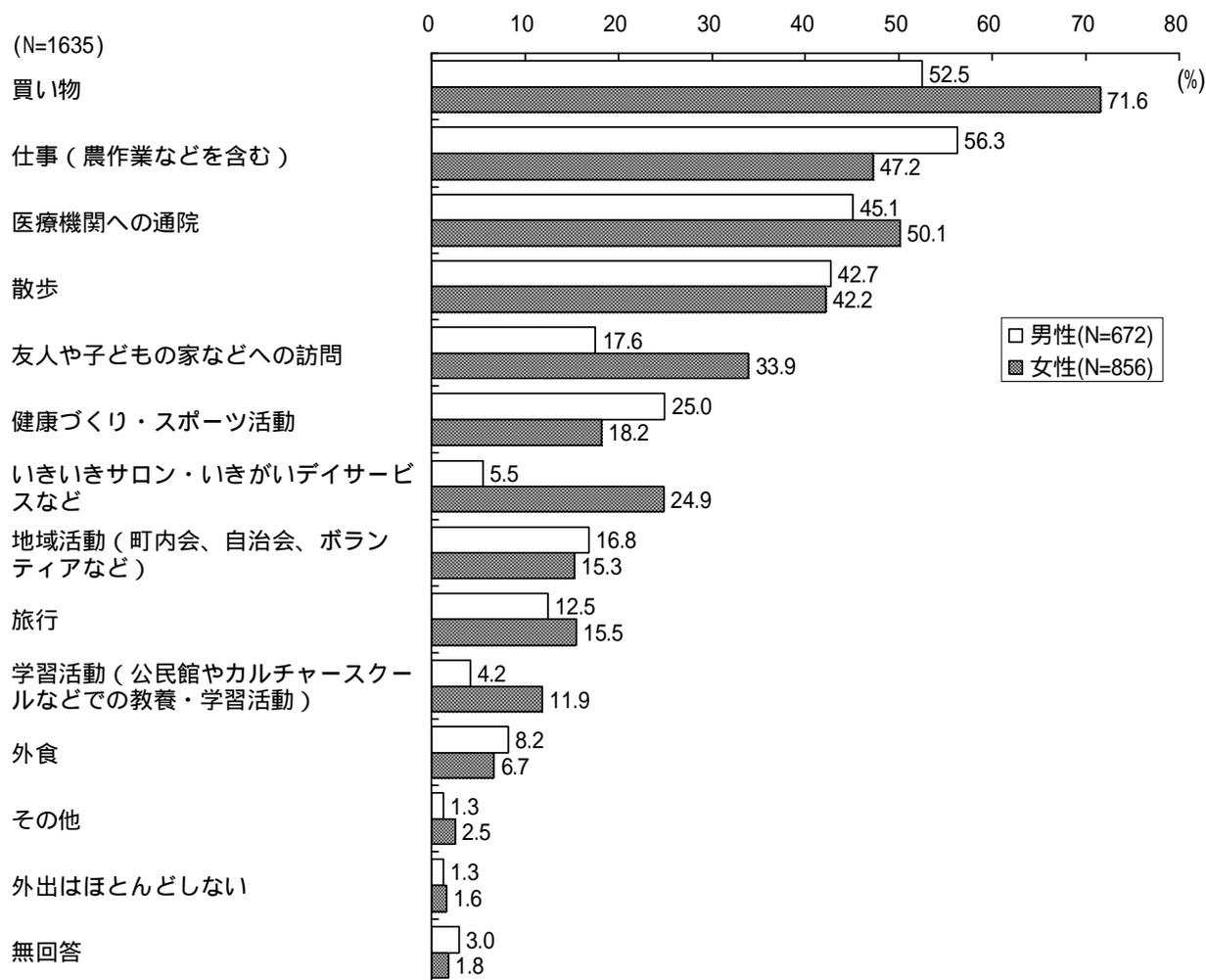
平成23年度からは、話相手ボランティア養成講座を開催し、認知症予防や認知症高齢者の不安解消を目的に、高齢者宅を訪問し、話相手をしてもらう活動を行い、高齢者自身が支える側として活躍できる環境をつくっています。

高齢者一般調査結果によると、『週に2日以上』外出する人は約8割となっており、外出の理由としては女性で「買い物」、男性で「仕事（農作業なども含む）」が最も割合が高くなっています。外出の頻度を高め、また生きがいづくりなどのために、社会活動への参加をより進めていく必要があります。

【一般高齢者の外出頻度（高齢者一般調査結果より）】



【一般高齢者の外出目的（高齢者一般調査結果より）】



施策の方向性

- ・ 高齢者が参加しやすい機会（サロン等）の提供に努めます。
- ・ 地域社会に手軽に貢献できる、ボランティア活動への参加を促します。
- ・ 高齢者が培ってきた知識や技能、また伝統文化などを次世代に伝えるような機会の提供をし、世代間交流を図ります。

第5章 高齢者支援の関連施策

第1節 広報・啓発事業

現状と評価

毎月、広報誌に健康に関する情報や健康相談、健診情報、各種相談の開催のお知らせ、休日当番医情報等を掲載しています。また、町ホームページに健診（検診）・予防接種・介護保険・福祉サービス・各種相談等について掲載しています。今後も、情報提供内容の充実が必要です。

民生・児童委員協議会や保健、福祉サービス担当者会議等高齢者福祉関係の会議において、情報提供を行うとともに、地域包括支援センターと連携し、広報、啓発に努めています。

施策の方向性

- ・ 広報誌に高齢者保健福祉に関する記事をわかりやすく定期的に掲載するよう努めます。
- ・ ホームページに高齢者保健福祉に関して掲載し、若い世代にも情報提供の共有を促します。
- ・ 民生・児童委員、保健師など、人を通じた広報・啓発を推進します。

第2節 ボランティア活動等への支援

現状と評価

ボランティア活動は、高齢者が安心して生活していく上で重要な役割を果たしており、また、活動をしている人にとっては、生きがいづくりの一端を担っています。現在は、高齢化等により団体数が減少し、12 団体が登録を行い、高齢者等の生活支援や生きがいづくりのお手伝いをしています。

地域福祉活動促進事業のボランティア育成事業として、ボランティア体験・ボランティア交流会・ボランティア講習会を実施しており、ボランティア育成に努めています。

【ボランティアの登録状況】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
団体数（団体）	14	12	12
登録者数（人）	292	277	266

施策の方向性

- ・ ボランティア団体やその活動を広報誌に掲載し、ボランティアへの理解を深めるとともに、町民に積極的な参加を呼びかけます。
- ・ 多様な場面で活躍できるボランティアを育成するよう、研修等の充実を図ります。

第3節 ユニバーサルデザインのまちづくり

現状と評価

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいて、案内板や道路標識等も含めた公共施設の整備に努めています。また、民間業者への指導を実施していますが、今後も指導、啓発が必要です。

公共交通としては、町営バスへの低床バスの導入、補助ステップの設置を行っています。

施策の方向性

- ・ 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を、公共施設の整備に取り入れていきます。
- ・ 国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、県の「福祉のまちづくり条例」にもとづき、公共性の高い建築物整備に係わる民間業者への指導・啓発に努めます。
- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関に対しても、バリアフリー化や低床バスの導入等を要請します。

第4節 交通安全・防災防犯対策

現状と評価

近年、高齢者の交通事故は増加傾向にあり、警察署、関係機関との連携により、高齢者交通安全教室等において、高齢者の交通安全意識の高揚を図っていますが、内容のマンネリ化が課題となっています。老人クラブ事業では、シルバーポリスを中心に交通安全教室への参加を図っています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、高齢者を始めとした災害時要援護者の災害時支援について多くの課題を残しました。川根本町では、災害時要援護者の台帳の整備および災害時要援護者避難支援計画や個別支援計画個票（要援護者リスト）を作成し、防災計画に活かしていく必要があります。

防犯については、防犯関連のチラシを自治会組織を通じて配付し、防犯意識の高揚を図っています。

【高齢者交通事故の状況】

	発生件数（件）		死者数（人）		負傷者数（人）	
		全事故に占める割合（%）		全事故に占める割合（%）		全事故に占める割合（%）
平成20年	1	11.1	0	0.0	1	7.7
平成21年	10	29.4	0	0.0	13	28.3
平成22年	6	23.1	1	100.0	6	20.7

施策の方向性

- ・ 高齢者の交通安全意識を高めるよう、交通教室等の充実を図ります。
- ・ 歩道や信号機、カーブミラーなどの設備を計画的に実施します。
- ・ 東海地震などの自然災害や火災などの人災に備え、災害時要援護者支援計画の策定および災害時要援護者の避難所の確保を検討していきます。
- ・ 広報誌や自治会組織を通じて防犯意識の高揚に努めます。

第3編 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業の概要

第1節 介護保険事業の体系

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護予防サービス 介護予防 訪問介護 介護予防 訪問入浴介護 介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリ 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 通所介護 介護予防 通所リハビリ 介護予防 短期入所生活介護 介護予防 短期入所療養介護 介護予防 特定施設入居者生活介護 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売 介護予防 住宅改修 介護予防支援		居宅サービス 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリ 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援				
		施設サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設				
地域密着型介護予防サービス 介護予防 認知症対応型通所介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護 介護予防 認知症対応型共同生活介護		地域密着型介護サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成24年度からの新サービス） 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス（平成24年度からの新サービス）				

第2節 日常生活圏域について

日常生活圏域の設定については、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、既存資源としてのサービス提供施設や今後の整備予定、地域包括支援センター・在宅介護支援センター等の状況を総合的に勘案する必要があります。

第5期計画では、第4期計画における日常生活圏域の考え方を踏襲し、サービス利用者の利便性等を考慮し、町内全域を1つの日常生活圏域として設定します。

第2章 前回計画の検証

第1節 居宅サービス利用状況の検証

サービス名 は介護給付（要介護度1～5対象） は予防給付（要支援1、2対象）です。

サービス名	内容
訪問介護 介護予防 訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排せつなどの身体介護や、食事の世話などの家事援助を行うものです。
訪問入浴介護 介護予防 訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものです。
訪問看護 介護予防 訪問看護	看護師などが住居を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行うものです。
訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション	理学療法士（PT）や作業療法士（OT）などが居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。
居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うものです。
通所介護（デイサービス） 介護予防 通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。
通所リハビリテーション（デイケア） 介護予防 通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設、病院などに通い、当該施設において、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。
短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。
短期入所療養介護 介護予防 短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うものです。
特定施設入居者生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入所している要介護者などについて、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものです。
福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与	福祉用具（車いす、特殊寝台など）の貸与を行います。
特定福祉用具販売 介護予防 特定福祉用具販売	入浴又は排せつの用に供する福祉用具など（特殊尿器など）の購入費を支給します。
住宅改修費の支給 介護予防 住宅改修費の支給	住宅改修（手すりの取り付け、段差解消など）についての費用の支給を行います。
居宅介護支援（ケアプラン） 介護予防支援	居宅で介護を受ける者の心身の状況、希望などを踏まえ、保健医療サービス、福祉サービスの利用などに関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成して、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関などとの連絡調整などを行うものです。

介護予防給付

介護予防居宅サービス 「給付費」計画と実績

(単位：千円)

サービス項目	計画値			実績値		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	2,175	2,253	2,253	1,929	2,387	2,490
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	7,316	7,009	7,045	9,038	7,625	7,060
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	466	15	15	0	138	42
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	95	99	99	432	484	659
介護予防特定福祉用具販売	255	255	255	65	104	88
介護予防住宅改修	363	363	363	808	506	254
介護予防支援	1,332	1,370	1,383	1,383	1,381	1,469

(平成23年度は実績見込み)

サービス項目	計画対給付実績 (%)		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防訪問介護	88.7	105.9	110.5
介護予防訪問入浴介護	-	-	-
介護予防訪問看護	-	-	-
介護予防訪問リハビリテーション	-	-	-
介護予防居宅療養管理指導	-	-	-
介護予防通所介護	123.5	108.8	100.2
介護予防通所リハビリテーション	-	-	-
介護予防短期入所生活介護	0.0	200.0	200.0
介護予防短期入所療養介護	-	-	-
介護予防特定施設入居者生活介護	-	-	-
介護予防福祉用具貸与	200.0	200.0	200.0
介護予防特定福祉用具販売	25.5	40.8	34.5
介護予防住宅改修	200.0	139.4	70.0
介護予防支援	103.8	100.8	106.2

計画値が0または実績値が0の場合は「-」で表示している。

<評価>

要支援1から2の人が対象となる予防給付について、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修、介護予防介護予防支援と計画値を上回っています。

要介護状態にならないように、早期からの介護予防サービスを利用する方が増えたため、計画値を上回っていると思われます。

また、介護予防福祉用具貸与、介護予防住宅改修においては、このサービスが広く利用者に理解されたことからだと考えます。

介護給付

居宅介護サービス 「給付費」計画と実績

(単位：千円)

サービス項目	計画値			実績値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
訪問介護	46,417	48,205	48,098	38,388	41,562	42,880
訪問入浴介護	5,818	5,985	5,716	3,615	6,222	7,006
訪問看護	172	179	185	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	322	333	338	182	335	401
通所介護	158,425	156,213	157,172	184,306	181,553	176,498
通所リハビリテーション	2,009	2,109	2,140	712	555	1,310
短期入所生活介護	82,235	78,469	78,480	71,013	67,419	67,922
短期入所療養介護	711	723	710	561	0	68
特定施設入居者生活介護	3,836	3,836	3,836	5,814	10,678	9,512
福祉用具貸与	24,505	25,426	25,289	23,781	27,366	28,740
特定福祉用具販売	2,658	2,658	2,658	1,265	1,670	1,452
住宅改修	4,010	4,010	4,010	2,740	2,562	2,569
居宅介護支援	38,187	39,712	39,825	40,495	39,259	36,559

(平成23年度は実績見込み)

サービス項目	計画対給付実績 (%)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	82.7	86.2	89.2
訪問入浴介護	62.1	104.0	122.6
訪問看護	0.0	0.0	0.0
訪問リハビリテーション	-	-	-
居宅療養管理指導	56.5	100.6	118.6
通所介護	116.3	116.2	112.3
通所リハビリテーション	35.4	26.3	61.2
短期入所生活介護	86.4	85.9	86.5
短期入所療養介護	78.9	0.0	9.6
特定施設入居者生活介護	151.6	200.0	200.0
福祉用具貸与	97.0	107.6	113.6
特定福祉用具販売	47.6	62.8	54.6
住宅改修	68.3	63.9	64.1
居宅介護支援	106.0	98.9	91.8

計画値が0または実績値が0の場合は「-」で表示している。

<評価>

要介護1～5の人が対象となる介護給付について、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与で計画値を上回っています。

在宅での介護を希望されている利用者、家族が多くみられます。また、生活様式の多様化により、訪問介護、通所介護等の利用が計画値を上回っていると思われます。

また、福祉用具貸与においては、このサービスが広く利用者に理解されたことからだと考えます。

2 施設サービス

サービス名	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所者に、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。
介護療養型医療施設	病状は安定しているものの、長期間に渡り療養が必要な入所者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練などを提供します。平成24年3月を目処に廃止されることとなっていました。法改正により6年間の廃止猶予となりました。

施設サービス 「給付費」計画と実績

(単位：千円)

サービス項目	計画値			実績値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	238,999	248,062	257,126	270,836	274,794	270,749
介護老人保健施設	124,286	124,286	124,286	118,473	108,170	127,503
介護療養型医療施設	18,841	18,841	18,841	17,777	23,094	28,146

(平成23年度は実績見込み)

サービス項目	計画対給付実績 (%)		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	113.3	110.8	105.3
介護老人保健施設	95.3	87.0	102.6
介護療養型医療施設	94.4	122.6	149.4

< 評価 >

介護老人福祉施設では、3年間ともに計画値を上回っています。

3 地域密着型サービス

サービス名 は介護給付（要介護度1～5対象） は予防給付（要支援1、2対象） は予防給付（要支援2対象）です。

サービス名	内容
認知症対応型通所介護 介護予防 認知症対応型通所介護	居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、デイサービスセンターなどにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。
小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。利用者は、1ヶ所の小規模多機能居宅介護事業者に限って登録を行うことが可能です。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防 認知症対応型共同生活介護	要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者にケアを行うものです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29名以下で入所者が要介護者、その配偶者などに限定されている有料老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対してケアを行うものです。

地域密着型の介護予防サービスの第4期計画期間中の利用は、計画・実績ともありませんでした。

介護給付

地域密着型サービス 「給付費」計画と実績

(単位：千円)

サービス項目	計画値			実績値		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	10,988	11,376	11,445	11,429	5,084	0
小規模多機能型居宅介護	46,121	91,991	91,991	45,111	69,521	82,542
認知症対応型共同生活介護	6,323	6,323	6,323	1,332	0	0
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0

(平成23年度は実績見込み)

サービス項目	計画対給付実績(%)		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
夜間対応型訪問介護	-	-	-
認知症対応型通所介護	104.0	44.7	0.0
小規模多機能型居宅介護	97.8	75.6	89.7
認知症対応型共同生活介護	21.1	0.0	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-

計画値が0または実績値が0の場合は「-」で表示している。

< 評価 >

川根本町で提供しているサービスは、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護です。認知症対応型共同生活介護については、他市町の施設を利用しています。認知症対応型通所介護については、サービス提供を休止している関係で今後の利用は見込めません。小規模多機能型居宅介護については、徐々に利用が伸びてきており、今後もニーズの高いサービスだといえます。

第3章 介護サービスの目標

第1節 介護予防サービス・居宅介護サービス

介護予防サービス

		実績		見込	推計		
		21年度	22年度		23年度	24年度	25年度
介護予防訪問介護	(年間延人数)	82	115	120	120	120	120
介護予防訪問入浴介護	(年間延回数)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	(年間延回数)	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問リハビリテーション	(年間延回数)	0	0	0	0	0	0
介護予防 居宅療養管理指導	(年間延人数)	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	(年間延人数)	237	199	192	216	216	228
介護予防 通所リハビリテーション	(年間延人数)	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所生活介護	(年間延日数)	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	(年間延日数)	0	0	0	0	0	0
介護予防 特定施設入居者生活介護	(月平均人数)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(年間延人数)	68	73	84	96	108	120
介護予防 特定福祉用具販売	(年間延人数)	3	3	4	4	4	4
介護予防住宅改修	(年間延人数)	6	3	4	3	3	3
介護予防支援	(年間延件数)	330	325	330	327	330	334

21年度22年度は確定給付統計からの実績。

23年度以降の見込、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

<見込み量確保のための方策>

- ・ 介護予防サービスの見込み量に対して、不足なくサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促します。
- ・ 事業所指定権限のある県との連携および、川根本町内で提供できないサービスを提供している近隣市町とサービスの相互利用に向けて連携していきます。
- ・ 事業所や地域包括支援センターとの協議を通じて、一人ひとりにあったケアプランの作成、サービス利用を促します。
- ・ 事業者に対して、町内で提供されている各サービスの事業実績や参入の動向など情報提供に努めます。

介護サービス

		実績		見込	推計		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問介護	(年間延人数)	787	866	796	1,043	1,066	1,099
訪問入浴介護	(年間延回数)	304	522	629	630	668	701
訪問看護	(年間延回数)	0	0	0	122	184	245
訪問リハビリテーション	(年間延回数)	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	(年間延人数)	28	61	72	84	96	108
通所介護	(年間延人数)	2,297	2,249	2,108	2,485	2,510	2,523
通所リハビリテーション	(年間延人数)	11	10	20	21	21	21
短期入所生活介護	(年間延日数)	8,480	7,833	7,990	8,064	8,208	8,295
短期入所療養介護	(年間延日数)	53	0	5	60	60	60
特定施設入居者生活介護	(月平均人数)	3.1	4.9	4	4	4	4
福祉用具貸与	(年間延人数)	1,534	1,699	1,800	1,908	1,992	2,125
特定福祉用具販売	(年間延人数)	64	65	60	72	72	72
住宅改修	(年間延人数)	23	23	24	24	24	24
居宅介護支援	(年間延件数)	3,067	2,959	2,750	2,778	2,831	2,885

21年度22年度は確定給付統計からの実績。

23年度以降の見込、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

<見込み量確保のための方策>

- ・ 介護サービスの見込み量に対して、不足なくサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促します。
- ・ 第5期計画で新規で見込んでいるサービスについて、町内でサービス提供ができるよう、サービス提供事業者や関係機関と連携し実施していきます。
- ・ 事業所指定権限のある県との連携および、川根本町内で提供できないサービスを提供している近隣市町とサービスの相互利用に向けて連携していきます。
- ・ 事業所等のケアマネジャーとの協議を通じて、一人ひとりにあったケアプランの作成、サービス利用を促します。
- ・ 事業者に対して、町内で提供されている各サービスの事業実績や参入の動向など情報提供に努めます。

第2節 施設サービス

(月平均人数)

		実績		見込	推計		
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
介護老人福祉施設	非転換分	94	93	92	93	93	93
	介護療養からの転換分				0	0	0
介護老人保健施設	非転換分	38	33	39	41	42	42
	介護療養からの転換分				0	0	0
介護療養型医療施設	非転換分	4	5	7	7	7	7
	他施設などへの転換分				0	0	0
医療療養病床からの転換分					0	0	0

21年度22年度は確定給付統計からの実績。

23年度以降の見込、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

	24年度	25年度	26年度
施設利用者数	141人	142人	142人
うち要介護4・5	97人	98人	98人
うち要介護4・5の割合	68.8%	69.0%	69.0%

施設利用者数には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人数を含む。

<見込み量確保のための方策>

- ・ 事業者指定権限のある県やサービス相互利用している近隣市町と連携していきます。
- ・ 待機者数等の情報収集に努めます。

第3節 地域密着型サービス

		実績		見込	推計		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地域密着型介護サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(年間延人数)				0	0	0
夜間対応型訪問介護	(年間延人数)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	(年間延人数)	108	40	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(年間延人数)	269	441	492	516	516	516
認知症対応型 共同生活介護	(月平均人数)	1	0	0	0	0	6
	(必要利用定員総数)	0	0	0	0	0	9
地域密着型特定施設 入居者生活介護	(月平均人数)	0	0	0	0	0	0
	(必要利用定員総数)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	(月平均人数)	0	0	0	0	0	0
	(必要利用定員総数)	0	0	0	0	0	0
複合型サービス	(年間延人数)				0	0	0
地域密着型介護予防サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	(年間延人数)	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	(年間延人数)	2	69	72	84	84	84
介護予防 認知症対応型共同生活介護	(月平均人数)	0	0	0	0	0	0

21年度22年度は確定給付統計からの実績。

23年度以降の見込、推計については、これまでの実績を踏まえて推計。

(平成24年度から新規に提供されるサービスについて)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら定期巡回型訪問を実施できるようになります。川根本町では今後の実施を検討します。

- 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ実施できるようになります。川根本町では今後の実施を検討します。

<見込み量確保のための方策>

- 地域密着型サービスの見込み量に対して、不足なくサービスが提供できるよう、広く事業所の積極的な参入を促します。
- 事業者の指定にあたっては、利用者が関与できる公平・公正で透明な仕組みを構築し、サービスの質の向上を促進します。
- 事業者に対して、町内で提供されている各サービスの事業実績や参入の動向など情報提供に努めます。

第4章 地域支援事業の評価と目標

第1節 地域支援事業の体系

▶地域支援事業の体系

要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメントを強化する観点から、「地域支援事業」を実施していきます。

地 域 支 援 事 業

< 介護予防事業 >

二次予防事業

二次予防事業の対象者把握事業

通所型介護予防事業

- ・運動器の機能向上指導
- ・口腔機能の向上指導
- ・うつ・閉じこもり予防対策等

訪問型介護予防事業

- ・栄養改善プログラム
- ・うつ・閉じこもり予防対策等

二次予防事業評価事業

一次予防事業

介護予防普及啓発事業

- ・介護予防パンフレット配布
- ・介護予防講演会の実施
- ・各種介護予防教室の実施

地域介護予防活動支援事業

- ・いきいきサロン活動支援
- ・地域ボランティア活動支援
- ・ボランティア研修の実施

一次予防事業評価事業

< 包括的支援事業 >

地域包括支援センター（直営1ヶ所）

- ・介護予防ケアマネジメント事業
- ・総合相談・支援事業
- ・権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ・地域包括支援センター運営協議会

< 任意事業 >

介護給付費等費用適正化事業

- ・認定調査員研修
- ・制度周知等のための住民広報
- ・介護給付費適正化のための通知
- ・住宅改修等の点検

家族介護支援事業

- ・介護者のつどい
- ・家族介護教室
- ・家族介護慰労事業
- ・福祉介護手当支給
- ・認知症高齢者見守り事業

その他の事業

- ・成年後見制度利用支援事業

▶地域包括支援センターについて

川根本町では、平成18年度より「地域包括支援センター」を設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に推進してきました。これにより、地域包括支援センターに対する地域の理解が深まり、認知度も高まってきています。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的および継続的な支援を行う「地域包括ケア」の実現のために、その中心的な役割を果たすべく、さらなる業務の改善・職員の質の向上に努めます。

地域包括支援センターの主な4つの機能

1) 介護予防ケアマネジメント

要介護状態となることを予防するため、心身の状況、環境、その他の状況に応じて、対象となる人が自らの選択に基づき、「介護予防サービス」が実施されるようサービス利用計画の作成を行い、予防給付と介護予防事業のマネジメントを一体的に実施し介護予防を図ります。

2) 総合相談・支援

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行います。相談内容に応じて、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、各種ボランティアなどの必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう援助します。

3) 権利擁護

高齢者に対する虐待の防止や消費者被害の防止、成年後見制度の活用など、その他の権利を擁護するための事業を行います。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等と連携し、個々の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援するため、次の業務にあたります。

包括的・継続的なケア体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。

地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の情報交換等を行う場を設定し、介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ります。

日常的個別指導・相談

居宅・施設サービス計画の作成支援や、サービス担当者会議を通じ、専門的な個別指導、相談援助を行います。

支援困難事例等への指導・助言

支援困難事例に対し、関係機関との連携のもと具体的な支援方針を検討、助言指導を行います。

第2節 介護予防事業 二次予防事業対象者施策

▶二次予防事業の対象者把握事業

事業概要

健診希望調査時に、65歳以上の高齢者に対して行う基本チェックリストや、医療機関や民生児童委員等からの情報提供、地域包括支援センターの訪問等により把握した二次予防事業対象者（要介護状態となるリスクの高い65歳以上の人）の情報を集約することにより、早期発見・早期対応に努め、それぞれに適切な介護予防サービスが提供されるよう努めます。

現状と評価

二次予防事業の対象者として把握されても、介護予防の必要性の自覚がなく、介護予防サービス利用に至らないケースが多くなっています。運動機能低下のある方は、やや関心が高く、個別指導へと繋げていますが、口腔機能低下のある方と低栄養の方については、「そんなことで寝たきりにならないだろう」と指導を受けない方が多くなっています。介護予防には、口腔機能向上と栄養バランスのとれた食生活が不可欠であることを啓発していく必要があります。

今後の展開

今後も、高齢者が自分の心身の状況と、介護予防の必要性を確認するため「基本チェックリスト」をPRし、積極的に介護予防に取り組んでいただけるよう支援していきます。

▶通所型介護予防事業

事業概要

二次予防事業の対象者把握事業により対象となった高齢者に対し、介護や支援を要する状態になる事を予防し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行うため「運動器の機能向上」及び「口腔機能の向上」「閉じこもり予防」などの介護予防事業を実施します。この事業は、地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき実施されます。

1) 通所型運動機能向上指導

事業概要

健診希望調査時に、65歳以上の高齢者に対して行う基本チェックリストにより「介護予防のため運動が必要な方」と判定された方に対し、地区公民館等において月1回、個別指導を行い、自宅で行う運動プログラムを提供し、6ヶ月間指導し評価を行います。

現状と評価

針灸マッサージ師を講師として行う運動教室を実施しています。年間30人前後の方が参加し、約60%の人に改善効果がみられています。

今後の展開

一次予防の段階から運動の必要性を啓発し、対象者への参加を呼びかけ、今後、一人でも多くの人に参加いただけるよう内容を充実していきます。

2) 通所型口腔機能向上指導

事業概要

健診希望調査時に、65歳以上の高齢者に対して行う基本チェックリストにより「介護予防のため、歯や舌の動きの改善が必要な方」に対し、地区公民館等において、歯科衛生士が指導を行います。

現状と評価

口腔機能向上指導は、年間25人前後の方が参加し、約55%の方に改善効果がみられています。歯科衛生士により、歯磨き、入れ歯の手入れ、噛みあわせの指導や、必要に応じ、歯科受診をすすめています。

今後の展開

口の中をみてもらうことへの抵抗感から、参加をためらう対象者も多いので、口腔機能の向上が、介護予防に大きく影響することを啓発し、参加を促し、事業継続していきます。

▶訪問型介護予防事業

事業概要

二次予防事業の対象者であって、特に閉じこもり、うつ、認知症、低栄養のおそれのある高齢者を対象に、保健師等がその居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談や指導を実施していきます。

この事業は、地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき実施されます。

1) 訪問型栄養改善

事業概要

通所で栄養指導を受けるのが困難な二次予防事業の対象者に対し、訪問により栄養改善の指導を行います。

現状と評価

川根本町では、低栄養として栄養改善が必要とされる人は少なくなっています。栄養士が訪問し個別指導することにより、食生活が改善され低栄養が改善されてきています。

今後の展開

対象者は多くありませんが、低栄養により筋力が衰え、転倒するリスクも高くなるため、今後も個別訪問による指導を継続していきます。

2) うつ・閉じこもり予防

事業概要

二次予防事業の対象者であって、特にうつ、閉じこもり予防の対象となる高齢者を対象に、地域包括支援センター職員がその居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握し、必要な相談や指導を実施していきます。

現状と評価

平成23年度、基本チェックリストにより、うつ、閉じこもり予防の対象となる高齢者620人にパンフレット等を送付しました。

今後の展開

今後、基本チェックリストをもとに、地域包括支援センター職員による定期訪問の中で、必要な相談や指導を実施していきます。

▶二次予防事業評価事業

事業概要

二次予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値（介護予防事業の効果による要介護認定者数）に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防事業の事業評価を行い、その結果に事業の実施方法の改善を図るものです。

現状と評価

要介護認定者数は、500人前後で推移していますが、大幅な増加はありません。平成22年度の推計値と現状を比較すると要介護3から要介護5までは減少しており、要介護1が多くなっています。これは、介護保険利用により重度化が抑制されていると考えられます。

今後の展開

予防効果の高い事業とするため、今後も事業評価による実施方法の検討をしていきます。

一次予防事業対象者に対する介護予防事業は、高齢者が日々の生活の中で、自主的・主体的に介護予防に取り組んでいただくことを目的とし、介護予防の普及・啓発や、地域における自発的な活動の育成や支援に取り組みます。

地域包括支援センターが町の集会所を巡回して行う介護予防教室の実施や、社会福祉協議会による高齢者のいきいきサロンの立ち上げ、また介護予防に取り組むボランティアの活動支援をしていきます。

▶介護予防普及啓発事業

事業概要

介護予防普及啓発事業は、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、介護予防講習会の実施、地区集会所やいきいきサロン等に出向いての出前講習会等を実施するものです。

【主な事業】

- ・介護予防パンフレットの配布
- ・介護予防講演会の実施
- ・各種介護予防教室の実施

現状と評価

地域包括支援センターが全地区を年2回巡回し、B & G 海洋センターの協力による転倒予防教室と認知症予防教室を行っているほか、栄養士による地区栄養講習会、保健師による介護予防のための健康づくり講話、歯科衛生士によるお口のケアによる介護予防講話、体操指導など、地域に出向いての事業を充実させたことにより、高齢者の介護予防に対する意識が高まっています。

今後の展開

アンケートにより「毎年実施してほしい」との声が多く寄せられているものの、限られた職員体制で実施するため、今後は「複合型（認知症予防と口腔ケア）教室」など、実施方法について検討していきます。

▶地域介護予防活動支援事業

事業概要

地域介護予防活動支援事業は、介護予防事業に携わる地域のボランティア人材を養成していくための事業です。

【主な事業】

- ・いきいきサロン活動支援
- ・地域ボランティア活動支援
- ・ボランティア研修の実施
- ・話相手ボランティアの養成
- ・認知症サポーター養成講座

現状と評価

各地区とも定期的にいきいきサロンを実施することで、地域に活気が出てきました。サロン実施日にあわせて介護予防や健康づくりの情報を提供することで、サロン運営スタッフのスキルも向上しています。

今後の展開

町全体の介護予防のみならず、生きがいづくり、健康づくりを図るために大きな力になると思います。社会福祉協議会と連携し、話相手ボランティアの養成や認知症サポーター養成講座を開催し、インフォーマルな支援体制の構築を推進していきます。

▶一次予防事業評価事業

事業概要

一次予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、活動的な高齢者を対象とした事業の内容や実施過程を中心とした評価を、年度ごとに実施するものです。

現状と評価

毎年、事業実施計画書、事業終了後に実施報告書を作成する中で事業評価を行っています。平成20年以前9～10%を占めていた要支援者は、平成21年以降11%を超えるようになりました。今後も効果的な事業を推進していくために、評価と見直しを続けていきます。

今後の展開

今後も、一次予防事業の評価を実施し、より効果的な介護予防事業を推進していきます。

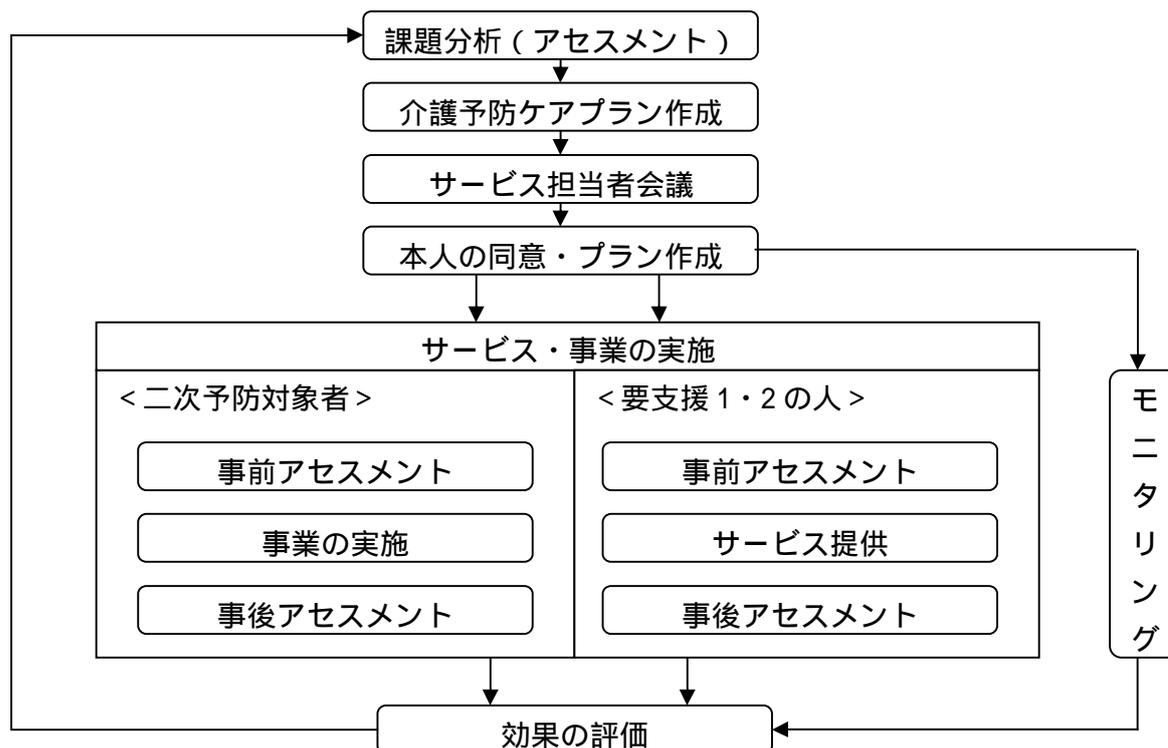
第4節 包括的支援事業

地域包括支援センターが包括的に取り組む業務として以下の事業があげられます。

▶介護予防ケアマネジメント事業

事業概要

二次予防事業対象者が要介護状態になることを出来る限り予防するために、心身の状況、環境その他の状況に応じて、自立性の向上を見込めるケアプラン（計画）を作成しサービス利用効果を分析、評価する総合的なマネジメントを行います。



地域包括支援センターでは、二次予防事業対象者に対するマネジメントだけでなく、指定介護予防支援事業として、介護保険で要支援1・2の認定を受けた方々に対し、予防給付に関するマネジメント業務も併せて実施します。

現状と評価

要支援1・2の方では、介護予防サービスの利用により、自立した生活を維持している方が増えてきました。病気等でやむをえず要介護状態となってしまった方もありますが、早期から適切なサービスを利用することで、良い状態を維持している方が多くなっています。

今後の展開

今後も二次予防事業対象者、要支援状態の人が、身体機能を良好に保ち、自立した生活を維持できるように支援しています。

総合相談・支援事業

事業概要

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をおくることができるよう、高齢者やその家族からの各種相談に対して、関係機関との連携により、介護保険サービスにとどまらない多方面からの支援を可能にしていきます。

【主な事業】

- ・ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握
- ・サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）

現状と評価

平成22年度における相談件数は1,388件で、平成21年度の1.5倍となっており、地域包括支援センターが徐々に周知されてきました。相談者の男女別比率は1：3で女性が多く、地区別では遠隔地の相談が少ない傾向にあります。

今後の展開

相談件数が増えたばかりではなく、相談内容も多様化・複雑化しているため、それに対応できるよう職員のスキルアップや関係機関とのネットワークが必要です。

▶権利擁護事業

事業概要

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見制度の活用など、関係機関との連携により、高齢者の権利を擁護します。

【主な事業】

- ・高齢者やその家族からの権利擁護の相談受付、及び対応
- ・地域における様々な関係者とのネットワーク構築

現状と評価

平成22年度、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関に配布しました。高齢者虐待への対応は、平成21年度13件に対し、平成22年度6件と減少しているものの、潜在的には楽観視できません。

また、パンフレット配布や講演会による周知により、成年後見制度を身近なものとして考える方が少しずつ増え、それらの方の支援により申立てに結びつくケースも出てきています。

今後の展開

権利を守るツールとして、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発に努めるとともに、困難ケースについては、検討会を行うとともに、権利侵害(虐待など)の問題に対応していくため、関係機関のネットワークを広げていく必要があります。

▶包括的・継続的ケアマネジメント事業

事業概要

主治医・ケアマネジャーなどとの“多職種協働”や、ケアマネジメントの後方支援及び医療機関、ボランティア、その他の関係施設等、地域の社会資源を活用した包括的・継続的ケア体制の構築等を行います。

【主な事業】

- ・ケアマネジャーを対象とした研修会の開催
- ・困難ケースの対応についての指導・助言
- ・地域関係者とのネットワークの構築
- ・地域社会資源の情報提供

現状と評価

高齢者サービス担当者会議と介護支援専門員会議をそれぞれ月1回行うことにより、ネットワーク体制は拡充されてきました。困難ケースについては、事例検討会を行っています。

今後の展開

今後も地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携体制構築、介護支援専門員同士のネットワーク構築、介護支援専門員の実践力向上を目指していきます。

第5節 任意事業

高齢者やその家族を支えるための支援、介護給付費の適正化を図るための事業等を「任意事業」として実施します。

▶介護給付等費用適正化事業

事業概要

介護給付等費用適正化事業は、適切なサービスが提供されているかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、介護給付費の適正化を図るものです。

【主な事業】

- ・町内介護（介護予防）サービス事業者等担当者会議および研修会
- ・住民向け制度周知のための広報
- ・介護給付費適正化のための通知
- ・介護サービス利用に関する聞き取り調査の実施

現状と評価

介護サービス事業者には、サービス担当者会議等を通じて情報提供し、各事業所の提供しているサービスが介護保険法に沿ったものか常に確認を促しています。住宅改修等の申請については、その必要性について詳細な説明を求め、適正な根拠あるサービス提供ができるよう支援・指導しています。これにより、川根本町の介護給付費は適正に運用されています。

今後の展開

これからも、高齢者に適切なサービスが提供できる環境を整備するとともに、介護（予防）給付の適正化に努めていきます。

▶家族介護支援事業

事業概要

家族介護者の心身両面への支援を行います。また、在宅介護を支援する施策の充実を図ります。

【主な事業】

- ・介護者のつどい
- ・家族介護教室
- ・家族介護慰労事業
- ・福祉介護手当支給事業
- ・認知症高齢者見守り事業

現状と評価

介護者のつどい、ゆうゆう介護教室等を通して、介護者同志のネットワークが広がり、介護者の孤立感や負担感を和らげ、介護者が休養のとれる環境がつかれるようリフレッシュの機会を設けました。

今後の展開

今後も、事業所・ケアマネジャーと連携して、忙しい介護者が多く参加いただける事業を進めていきます。

▶その他の事業

事業概要

低所得者の高齢者に係る成年後見制度の町長申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成等の事業を行います。

【主な事業】

- ・成年後見制度利用支援事業

現状と評価

成年後見制度を利用したい人に対し支援はしていますが、本事業の利用はありませんでした。

今後の展開

要介護認定者の60%が認知症高齢者と言われるなか、川根本町においても認知症高齢者の増加が見込まれるため、引き続き事業を継続していきます。

地域支援事業の見込み量及び事業費

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		3か年の 合計
	回数・ 件数	事業費 (千円)	回数・ 件数	事業費 (千円)	回数・ 件数	事業費 (千円)	費用額 (千円)
(1) 二次予防事業							
二次予防事業対象者把握事業	年1回	2,386	年1回	2,402	年1回	2,432	7,220
通所型介護予防事業	88回	1,920	88回	1,920	88回	2,040	5,880
訪問型介護予防事業	30日	160	30日	160	35日	250	570
二次予防事業評価事業		0	1回	100	1回	100	200
(2) 一次予防事業							
介護予防普及啓発事業		2,760		2,780		2,830	8,370
地域介護予防活動支援事業		3,060		3,080		3,130	9,270
一次予防事業評価事業		0		100		100	200
介護予防事業		10,286		10,542		10,882	31,710
(1) 包括的支援事業		12,350		12,370		12,460	37,180
(2) 任意事業		8,020		8,080		8,440	24,540
介護給付費等費用適正化事業		320		330		350	1,000
家族介護支援事業		7,250		7,300		7,610	22,160
家族介護教室							
認知症高齢者見守り事業							
介護用品等の支給		7,250		7,300		7,610	22,160
介護家族慰労金品の支給							
その他の家族介護支援							
その他の事業		450		450		480	1,380
成年後見制度利用支援事業		450		450		480	1,380
包括的支援事業及び任意事業		20,370		20,450		20,900	61,720
地域支援事業費計		30,656		30,992		31,782	93,430

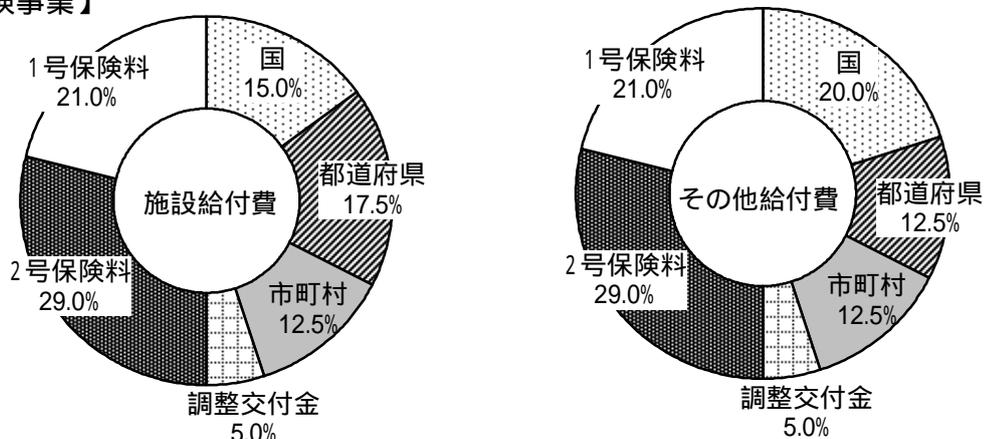
第5章 介護保険事業費の算定

第1節 介護保険事業費

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、「介護給付費」、「予防給付費」、「地域支援事業費」、「財政安定化基金拠出金」、「財政安定化基金償還金」等に必要な費用から構成されています。介護保険事業を運営するための財源は、国、県、市町村の負担金、国の交付金、第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～64歳）の保険料になります。

第5期計画では、第1号被保険者負担割合が21%となり、第2号被保険者負担割合は29%となりました。

【介護保険事業】



第2節 標準給付費の算定

介護保険施設入所者（短期入所を含む）などの食費・居住費の自己負担軽減のために設けられた「特定入所者介護サービス費等」、1ヶ月の利用料が一定の額を超えた場合に支給される「高額介護サービス費等」、医療保険と介護保険の自己負担分が一定の額を超えた場合に支給される「高額医療合算介護サービス費給付額」、静岡県国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う手数料「審査支払手数料」を総給付費に加えることで「標準給付費」が算定されます。3年間で約31億1,618万円となります。

標準給付費（単位：円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
介護給付費	940,309,479	950,713,798	974,854,881	2,865,878,158
予防給付費	18,432,222	18,512,601	19,100,543	56,045,366
総給付費(介護給付費+予防給付費)	958,741,701	969,226,399	993,955,424	2,921,923,524
特定入所者介護サービス費等	47,286,717	47,804,187	49,025,132	144,116,036
高額介護サービス費等	13,688,260	13,838,054	14,191,485	41,717,799
高額医療合算介護サービス費給付額	2,177,678	2,201,509	2,257,737	6,636,924
算定対象審査支払手数料	585,900	592,300	607,450	1,785,650
標準給付費	1,022,480,256	1,033,662,449	1,060,037,228	3,116,179,933

予防給付費内訳(単位:円)

(年間)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護 給付費	2,870,089	2,870,089	2,870,089
介護予防訪問入浴介護 給付費	0	0	0
介護予防訪問看護 給付費	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション 給付費	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導 給付費	0	0	0
介護予防通所介護 給付費(食費を除く)	7,942,648	7,942,648	8,450,211
介護予防通所リハビリテーション 給付費(食費を除く)	0	0	0
介護予防短期入所生活介護 給付費(食費・滞在費を除く)	42,557	42,557	42,557
介護予防短期入所療養介護 給付費(食費・滞在費を除く)	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護 給付費	0	0	0
介護予防福祉用具貸与 給付費	704,959	770,537	836,114
特定介護予防福祉用具販売 給付費	48,965	48,965	48,965
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護 給付費(食費を除く)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護 給付費	5,044,948	5,044,948	5,044,948
介護予防認知症対応型共同生活介護 給付費	0	0	0
(3) 住宅改修 給付費	383,988	383,988	383,988
(4) 介護予防支援 給付費	1,394,068	1,408,869	1,423,671
予防給付費計	18,432,222	18,512,601	19,100,543

介護給付費内訳(単位:円)

(年間)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護 給付費	44,853,815	45,745,422	46,798,703
訪問入浴介護 給付費	7,615,232	8,006,793	8,461,589
訪問看護 給付費	944,731	1,417,097	1,889,462
訪問リハビリテーション 給付費	0	0	0
居宅療養管理指導 給付費	557,410	612,058	741,027
通所介護 給付費(食費を除く)	186,587,156	188,394,418	189,136,817
通所リハビリテーション 給付費(食費を除く)	1,656,960	1,709,958	1,754,057
短期入所生活介護 給付費(食費・滞在費を除く)	70,292,613	71,590,317	72,459,809
短期入所療養介護 給付費(食費・滞在費を除く)	688,784	688,784	688,784
特定施設入居者生活介護 給付費	10,065,988	10,065,988	10,065,988
福祉用具貸与 給付費	31,434,438	32,719,125	34,913,653
特定福祉用具販売 給付費	1,477,376	1,477,376	1,477,376
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 給付費	0	0	0
夜間対応型訪問介護 給付費	0	0	0
認知症対応型通所介護 給付費(食費を除く)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護 給付費	94,611,529	94,611,529	94,611,529
認知症対応型共同生活介護 給付費	0	0	17,447,138
地域密着型特定施設入居者生活介護 給付費	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 給付費(食費・居住費を除く)	0	0	0
複合型サービス 給付費	0	0	0

(年間)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(3) 住宅改修 給付費	2,989,246	2,989,246	2,989,246
(4) 居宅介護支援 給付費	38,281,076	39,015,092	39,749,108
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設 給付費(食費・居住費を除く)	280,708,081	280,708,081	280,708,081
介護老人保健施設 給付費(食費・居住費を除く)	136,083,270	139,500,740	139,500,740
介護療養型医療施設 給付費(食費・居住費を除く)	31,461,774	31,461,774	31,461,774
療養病床(医療保険適用)からの転換分 給付費(食費・居住費を除く)	0	0	0
介護給付費計	940,309,479	950,713,798	974,854,881

第3節 地域支援事業費の算定

地域支援事業費は、先に求めた標準給付費に対する上限の割合が決められています。本町では、この上限を踏まえ、3年間で約9,343万円を見込みます。

地域支援事業費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費	30,656,000円	30,992,000円	31,782,000円	93,430,000円
保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

第4節 保険料収納必要額の算定

保険料収納必要額は、標準給付費と地域支援事業費の合計に、第1号被保険者の負担割合を乗じた額に、調整交付金相当額を加え、調整交付金見込額、準備基金取崩額、財政安定化基金取崩額を差し引いた額になります。

ただし、介護従事者の処遇改善のため、介護報酬が1.2%プラスされます。

以上の計算から、本町では、約5億1,792万円を見込みます。

保険料収納必要額

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
標準給付費	1,022,480,256円	1,033,662,449円	1,060,037,228円	3,116,179,933円
地域支援事業費	30,656,000円	30,992,000円	31,782,000円	93,430,000円
サービス給付費計	1,053,136,256円	1,064,654,449円	1,091,819,228円	3,209,609,933円
第1号被保険者負担率	21.0%	21.0%	21.0%	
第1号被保険者負担分	221,158,614円	223,577,434円	229,282,038円	674,018,086円
調整交付金相当額	51,124,013円	51,683,122円	53,001,862円	155,808,997円
調整交付金見込額	98,056,000円	99,128,000円	101,658,000円	298,842,000円
準備基金取崩額				5,769,908円
財政安定化基金取崩額	7,297,000円			7,297,000円
保険料収納必要額				517,918,175円

第5節 第1号被保険者の保険料基準額の算定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。本町では、第4期計画で設定した所得段階を継承し、9段階での保険料基準額に対する割合を設定します。

所得段階	合計所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階		14人	(0.4%)	15人	(0.4%)	14人	(0.4%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		489人	(14.4%)	491人	(14.4%)	490人	(14.4%)	0.50	0.50	0.50
第3段階		542人	(16.0%)	544人	(16.0%)	543人	(16.0%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		700人	(20.6%)	703人	(20.6%)	701人	(20.6%)	0.92	0.92	0.92
第5段階		669人	(19.7%)	672人	(19.7%)	671人	(19.7%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		339人	(10.0%)	340人	(10.0%)	340人	(10.0%)	1.25	1.25	1.25
第7段階	1,000,000円	440人	(13.0%)	442人	(13.0%)	441人	(13.0%)	1.37	1.37	1.37
第8段階	1,900,000円	119人	(3.5%)	120人	(3.5%)	120人	(3.5%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	3,000,000円	82人	(2.4%)	82人	(2.4%)	82人	(2.4%)	1.62	1.62	1.62
計		3,394人	(100.0%)	3,409人	(100.0%)	3,402人	(100.0%)			

所得段階別の加入者数に補正率（基準額に対する割合）を乗じて「所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数」を算出します。実際の第1号被保険者数は3年間で延10,205人と推計されますが、補正後の人数は3年間で延9,949人となります。

保険料収納必要額を保険料収納率で割り、所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で割り、さらに12ヶ月で割ると、基準月額は約4,360円になります。

基準月額の算定

保険料収納必要額	÷	保険料収納率	÷	第1号被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)	÷	月数	÷	基準月額
517,918,175円		99.54%		9,949人		12		4,360円

第6節 所得段階別第1号被保険者の保険料

所得段階別の第1号被保険者の保険料率及び月額保険料は、以下のようになります。

所得段階	所得段階の説明	保険料率		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	0.50 (2,180円)		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50 (2,180円)		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	0.75 (3,270円)		
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で「公的年金等収入+合計所得金額 80万円」の人	0.92 (4,011円)		
第5段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で第4段階以外の人	基準額 (4,360円)		
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が100万円未満の人	1.25 (5,450円)		
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が100万円以上190万円未満の人	1.37 (5,973円)		
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	1.50 (6,540円)		
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	1.62 (7,063円)		

()内の金額は月額

第4編 計画の推進に向けて

第1章 計画の推進に向けて

第1節 情報提供体制の整備

制度の周知はもちろんのこと、各種サービスを利用しやすく提供するためにも、利用者の立場に立ってサービスの種類、内容等をわかりやすく広報していく必要があります。

また、高齢者だけでなく、高齢者がいる家庭の家族や、保険料を支払っている第2号被保険者に対しても、多様な広報媒体で広報・啓発を促進する必要があります。

介護保険サービス事業者ガイドブックの作成等のほか、保健福祉サービスや介護保険サービスの情報提供の充実に努めます。

広報、ホームページ、リーフレット等による情報の提供等、提供方法の工夫に努めます。

ひとり暮らし高齢者などの情報が伝わりにくい方に対しては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、民生委員・児童委員などの内外関係機関との連携による情報提供体制の整備に努めます。

第2節 相談援助体制の整備

要介護認定の申請手続きについて、介護保険サービスの利用についてなど、利用者の不安解消のためには、様々な事例に対応できる相談窓口の設置が必要です。川根本町では、地域包括支援センターでの相談対応を中心に、関係課、関係機関と連携し総合的な相談支援体制の構築を目指します。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健委員、民生委員・児童委員など関係機関が連携し、保健・福祉・介護の各サービスの有効利用が図れるよう相談援助体制の充実に努めます。

高齢者総合相談窓口、介護保険相談窓口、介護保険相談員等による苦情の対応やサービス利用における助言、情報提供等の相談援助体制の充実に努めます。

地域包括支援センターを設置し、住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行います。

相談窓口

相談窓口	住所	電話番号
川根本町地域包括支援センター	川根本町上長尾 627 川根本町役場福祉課内	0547-56-2225
川根本町役場福祉課長寿介護室	川根本町上長尾 627	0547-56-2224
川根本町役場総合支所福祉介護室	川根本町千頭 1183-1	0547-58-7071

平成 24 年 3 月現在

第3節 サービス事業者の調整・地域の関係団体との連携

利用者が主体的に自立支援のためのサービスを選択し、またサービスが円滑に提供されるためには、地域包括支援センターを中心とした介護予防ケアマネジメントとの連携やサービス提供機関との連携が大切です。

地域包括支援センターを中心に、サービス事業者や関係団体との調整など、地域のネットワークを強化していきます。

近隣市町と連携を持ち、円滑な介護保険制度の運営を行います。

第4節 サービス従事者等人材の確保

本計画を推進するためには、保健福祉介護サービスに携わる人材の育成、確保が重要な課題です。

サービスに携わる専門職の人材の育成、確保に努めます。

地域支援事業を通じて、地区サロンの支援や地域のボランティアの養成に努めます。

定期的にサービス提供者やボランティアに対する研修会を開催し、サービスの質の向上に努めます。

第5節 介護給付の適正化事業

増え続ける介護保険サービスに係る給付費を抑制するためには、必要な人に必要なサービスを提供する、過剰に給付されているサービスがないかを点検することが必要です。

国が求める介護給付の適正化事業を今後も継続して実施していきます。

地域包括支援センターを中心に、サービス事業者や関係団体との調整など、地域のネットワークを強化していきます。

主要5事業とは

認定調査状況チェック

- ・指定居宅介護支援事業者、施設または介護支援専門員が実施した変更認定または更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問または書面等の審査により点検する。
(なお、新規、変更及び更新の認定調査の全てを市町村職員が行っている場合は、当該事業は不要である)

ケアプランの点検

- ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出または事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行う。

住宅改修等の点検

- ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認または工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。

医療情報との突合・縦覧点検

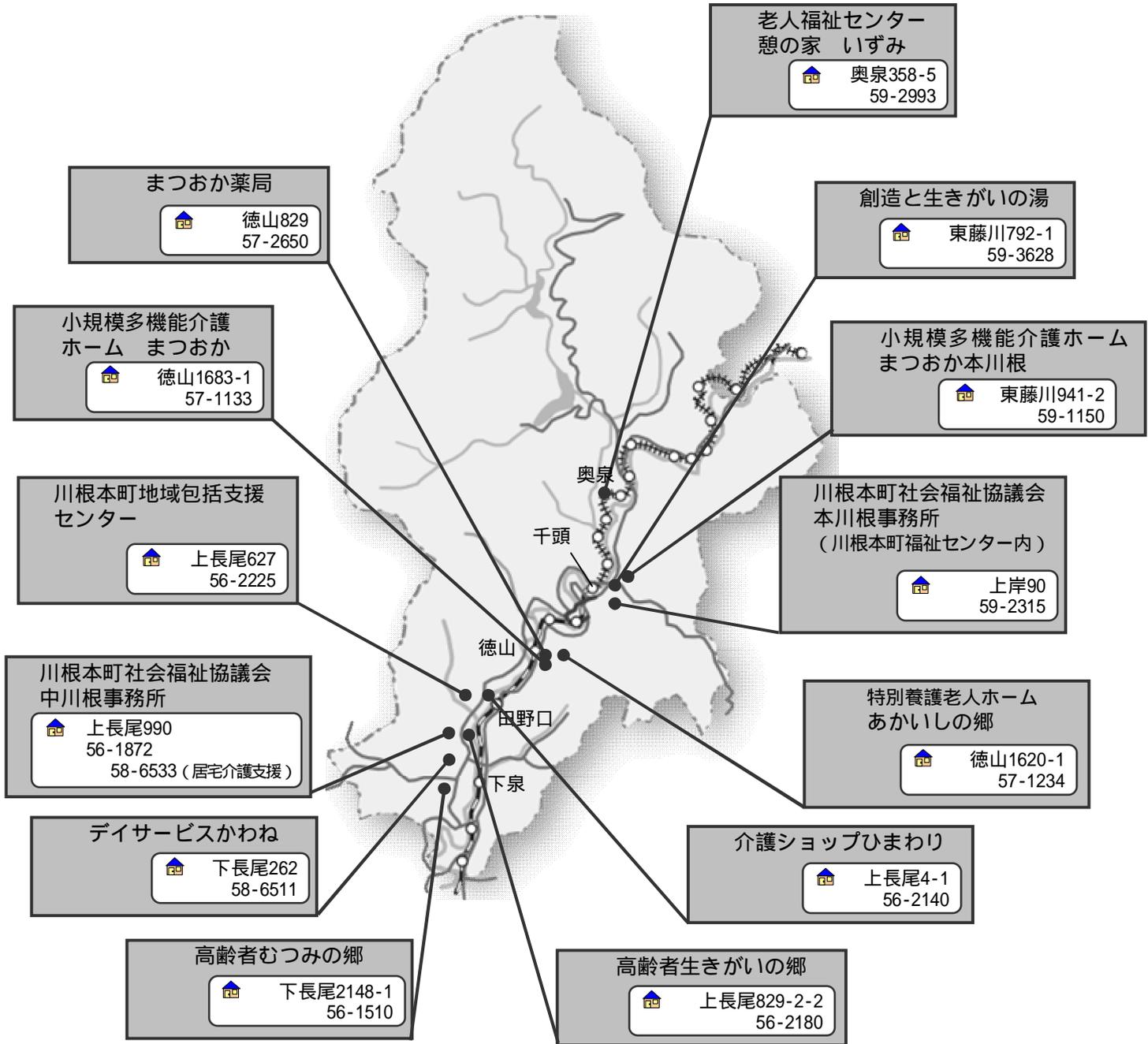
- ・老人保健（長寿（後期高齢者）医療制度及び国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ・受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

介護給付費通知

- ・利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。

第6節 高齢者福祉施設の整備

川根本町 高齢者福祉施設マップ



町内事業所で受けられるサービスの内容

【介護給付】

	訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	短期入所生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援	介護老人福祉施設	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護
まつおか薬局										
小規模多機能介護ホーム まつおか										
川根本町社会福祉協議会 本川根事務所										
特別養護老人ホーム あかいしの郷										
介護ショップひまわり										
川根本町社会福祉協議会 中川根事務所										
デイサービスかわね										
小規模多機能介護ホーム まつおか本川根										

【予防給付】

	介護予防訪問介護	介護予防訪問入浴介護	介護予防通所介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防福祉用具貸与	介護予防特定福祉用具販売	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
まつおか薬局								
小規模多機能介護ホーム まつおか								
川根本町社会福祉協議会 本川根事務所								
特別養護老人ホーム あかいしの郷								
介護ショップひまわり								
川根本町社会福祉協議会 中川根事務所								
デイサービスかわね								
小規模多機能介護ホーム まつおか本川根								

【その他のサービス】

	生きがい対応型 デイサービス
老人福祉センター 憩の家 いずみ	
高齢者生きがいの郷	
高齢者むつみの郷	

「創造と生きがいの湯」は、心身の健康増進活動の支援及び介護予防並びに生きがいづくりのための施設です。

第7節 計画の推進体制

介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の円滑な推進にあたっては、保健・医療・福祉（介護）の密接な連携が不可欠です。

保健・医療・福祉に係る地域の関係機関や担当者と連絡会を開催し、情報の交換や共有を図ります。各組織の役割を明確化し、ネットワークを強化することで、各種サービスの円滑かつ効果的な実施に努めます。

地域包括支援センター運営協議会を活用し、地域包括支援センターの適正な運営を行います。計画の進捗状況を毎年評価、分析することで、計画の目標値に向けた事業展開を図っていきます。

資料編

資料 1 計画策定の経緯

日付	実施事項	内容
平成 23 年 1 月 13 日 ~ 28 日	平成 22 年度 川根本町高齢者 保健福祉計画及び 介護保険事業計画見直しに伴う 調査	一般高齢者 1,995 人、在宅サービス 利用者（未利用者を含む）420 人 を対象に実施
8 月 5 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 1 回 高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけ ・計画について ・介護保険法改正の概要 ・第 5 期介護保険事業計画の位置づ け ・第 4 期介護保険事業計画との違い と新たな課題 ・今後のスケジュールについて ・計画見直しに関する調査
9 月 1 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 1 回本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・川根本町保険、福祉サービス推進 協議会について ・計画の見直しについて
9 月 29 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 2 回 高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・現状分析について
11 月 29 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 3 回 高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉事業の現状と評価 について ・被保険者数・要介護（支援）認定 者数の推移について ・各サービス給付費及び、事業量見 込量推移について ・骨子案について
平成 24 年 1 月 19 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 4 回 高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について ・介護保険料（案）について
2 月 2 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 2 回本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について
2 月 8 日 ~ 3 月 7 日	パブリックコメント	町ホームページ、福祉課窓口等に て閲覧
3 月 19 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 5 回 高齢者福祉・介護保険 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について
3 月 22 日	川根本町保健、福祉サービス推 進協議会 第 3 回本部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について

資料2 委員名簿

川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本分会 委員名簿

No.	職 名	氏 名	備 考
1	川 根 本 町 議 会 議 長	板 谷 信	
2	川 根 本 町 議 会 副 議 長	中 田 隆 幸	副会長
3	医 師	大 下 節 男	
4	歯 科 医 師	小 林 慎 介	
5	静岡県中部健康福祉センター所長	数 原 国 彦	
6	保 健 事 業 部 会 長	渥 美 富 夫	
7	保 健 事 業 部 会 副 部 会 長	山 本 正 和	
8	高 齢 者 福 祉 ・ 介 護 保 険 部 会 長	久 野 孝 史	会長
9	高 齢 者 福 祉 ・ 介 護 保 険 部 会 副 部 会 長	澤 口 浩 忠	
10	障 が い 者 福 祉 部 会 長	波 多 野 か づ 枝	
11	障 が い 者 福 祉 部 会 副 部 会 長	中 西 孝 行	
12	児 童 福 祉 部 会 長	山 下 喜 隆	
13	児 童 福 祉 部 会 副 部 会 長	松 下 文 代	

(順不同 敬称略)

川根本町保健、福祉サービス推進協議会高齢者福祉・介護保険部会委員名簿

No.	職 名	氏 名	備 考
1	医 師	倉 田 矩 正	
2	歯 科 医 師	渡 邊 克 也	
3	区 長 会 連 絡 会 長	澤 口 浩 忠	副会長
4	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	小 川 正 雄	
5	介 護 支 援 専 門 員	松 岡 政 臣	
6	介 護 支 援 専 門 員	露 木 政 江	
7	人 権 擁 護 委 員	澤 村 泰 子	
8	いきいきクラブ連合会会長	上 野 虎 徹	
9	町社会福祉協議会事務局長	小 田 実	
10	特別養護老人ホームあかいしの郷施設長	森 紀 代 志	
11	デ ィ サ ー ビ ス か わ ね 代 表	伊 藤 く み 子	
12	知 識 経 験 者	久 野 孝 史	会長

(順不同 敬称略)

資料3 事業と給付の区分

		地域支援事業 要支援・要介護状態になることの防止		
		介護予防事業	包括的支援事業	
		任意事業		
事業の内容		二次予防事業 対象者把握事業 ・基本チェックリスト におけるスクリーニング 通所型介護予防事業 ・運動器の機能向上 ・口腔機能向上 訪問型介護予防事業 ・栄養改善 ・うつ、閉じこもり予防 二次予防事業評価事業 一次予防事業 介護予防普及啓発事業 ・介護予防パンフレット配布 ・介護予防講演会の実施 ・各種介護予防教室の実施 地域介護予防活動支援事業 ・地域のボランティア の育成と支援 一次予防事業評価事業	介護予防ケアマネジ メント事業 ・介護予防、給付に関する マネジメント 総合相談支援事業 ・高齢者の実態把握 ・継続的、専門的な相談 支援 権利擁護事業 ・高齢者虐待防止 ・成年後見人制度普及啓発 包括的・継続的 ケアマネジメント事業 ・ケアマネジャーを対象とした 研修会の開催 ・地域関係者とのネットワー クの構築	介護給付等費用 適正化事業 ・担当者会議の開催や 研修会 ・制度周知等の広報、通知 家族介護支援事業 ・介護者のつどい ・家族介護教室 等
事業主体		町 ・ 地域包括支援センター		
財源と 利用料	公費等	1号保険料(21%) 2号保険料(29%) 公費(50%)	1号保険料(21%) 公費(国 39.5% 県 19.75% 市町村 19.75%)	
	自己負担あり	一部利用料または自己負担あり		

予防給付 要介護状態移行防止	介護給付 介護の重度化防止
介護予防サービス ・介護予防を目的とした訪問 介護や、福祉用具貸与、 住宅改修など 地域密着型介護 ・小規模多機能型居宅介護 介護予防支援 ・地域包括支援センター による予防給付のケア マネジメント	施設・居宅介護 サービス 地域密着型サービス ・小規模多機能型居宅介護 / 認知症対応型共同生活 介護 居宅介護支援 ・居宅介護給付のケア マネジメント
介護予防サービス事業者 地域包括支援センター	施設・居宅介護サービス事業者
1号保険料(21%)・2号保険料(29%) 公費(国25% 県12.5% 市町村12.5%)	
1割負担	

資料4 用語解説

あ行

アセスメント

課題分析のこと。要介護者等の生活上の課題を明らかにすること。介護支援専門員が中心となって個別的に課題分析を行い、介護サービス計画をたてる。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じて適切なサービスが利用できるよう、居宅介護支援(介護予防支援)によるサービス計画(ケアプラン)を作成したり、市町村や事業者との連絡調整を行う専門職。

介護報酬

事業者が保険給付の対象となる各種介護サービスを要介護者等に提供した場合、原則として、その費用の9割は介護保険から支払われる。残りの1割は利用者が支払うことになるが、その際の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定される。この算定基準のことをさす。

介護保険事業計画

市町村が保険者として介護保険を実施していくために策定する行政計画のこと。介護が必要な高齢者の数の把握、在宅サービスの必要量の算定、提供できるサービス量の把握、介護サービスの基盤整備のための量的な目標の設定、介護保険料の算定等を主な内容としている。

介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、医療や入浴、排せつ、食事等の介護を必要とするようになった人を対象に、これらの人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスの給付を行う制度。

介護予防

家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防を行うこと。

介護予防サービス

要支援1、要支援2の方が対象。介護サービスの施設サービス以外の居宅サービスとほぼ同じ内容のサービスが受けられる。ただし、介護予防という観点から利用方法が一部変わる。また、地域密着型介護予防サービスは、介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護がある。

ケアプラン

要介護者等の心身の状況、環境、本人や家族の希望をふまえ、利用するサービス等の種類・内容・担当者等を定めた計画のこと。

権利擁護事業

高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等で判断能力に不安のある人の権利擁護を目的に、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように福祉サービスや介護保険サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理等の援助を行うもの。

後期高齢者

75歳以上の人。

口腔機能向上事業

高齢者の摂取・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導等を行う事業。

高額介護サービス費

要介護者が居宅サービスと施設サービスに対して支払った自己負担額が、一定額を超えた時に、超えた分が介護保険から払い戻される。ただし、この自己負担額には日常生活費や施設における標準負担額は含まれない。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合した法律であり、平成18年6月に成立し、12月から施行となっている。高齢者、障害者全般に、建物、交通機関の移動の円滑化を図ることを目的とした法律。

高齢者福祉計画

高齢者が健康で生きがいをもって生活を送り、社会において積極的な役割を果たし、活躍できる社会の実現を目指し、また要援護状態となっても、高齢者が人としての尊厳をもって、家族や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支援していく社会の構築を目指すことを基本的な政策理念としている。そのために、福祉サービスの基盤整備や質の向上、地域ケア体制の構築等を行う。

さ行

財政安定化基金

市町村保険財政の安定化を図り、その一般会計からの繰り入れを回避することを目的とし、国・都道府県・市町村が各々3分の1ずつ拠出して都道府県に設置する。市町村の拠出金は、第1号被保険者の保険料を財源とする。

作業療法士

手芸や工作、治療的ゲームなどを用いて、応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図る訓練を行う専門職のこと。

社会福祉協議会

地域の実情に応じて福祉事業を行う民間の自主的組織で、ほぼ全国の都道府県、市町村に設置されている。各種の在宅福祉サービスも提供している。

社会福祉士

身体や精神上的の障害、環境上の理由等から日常生活に支障がある人や家族に対し、専門知識に基づいた助言や指導、援助を行う人。

主任ケアマネジャー

介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格を有し、居宅介護支援事業者のケアマネジャーに対するケアプラン作成技術の指導等、地域包括的ケアマネジメントの中核的な役割を担う専門職で一定の研修を終了した人。

住宅改修

手すりの取り付けや段差解消の工事等により、要介護の方の自立を助け、QOL(クオリティー・オブ・ライフ=生活の質)を高めることを目的とした改修工事を行うサービスで、要した費用の9割(18万円を上限)を支給することにより、在宅の介護を支援する。

シルバー人材センター

定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障害のある人および精神障害のある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障害者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

生活習慣病

食習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣がその発症、進行に關与する疾患の総称(肥満、高血圧、循環器病等)。加齢に着目した疾患群を指す成人病とは概念的に異なるが、含まれる疾患の多くが重複する。

前期高齢者

65-74歳の人。

第1号被保険者

市町村の住民のうち65歳以上の人。第1号被保険者の保険料は、各市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において支障のある要介護状態になったときは、市町村の認定を経て介護サービスが受けられる。

第2号被保険者

市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が医療保険料として徴収して一括して納付する。なお、第2号被保険者のうち特定疾患のため、要介護状態・要支援状態となった人については市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

団塊の世代

昭和22～24年（1947年～1949年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域支援事業

介護予防の視点から新しく創設された事業。これまでの高齢者保健福祉サービス等から移行してきたものも含まれるが、事業内容が拡充されている。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う。

地域密着型サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるように新たに創設されたサービス。原則としてその市町村の被保険者のみが利用でき、事業者の指導、監督、指定等の権限が市町村にある。

調整交付金

国が市町村に交付する基金で、介護給付と予防給付に要する費用の100分の5。その額は、要介護等の出現率の高い後期高齢者の加入割合の相違、第1号被保険者の負担能力の相違、災害時の保険料減免等の特殊な場合を考慮して政令で定められている。

特定福祉用具

介護に必要な用具で利用者の肌が直接触れる福祉用具のこと。入浴または排せつに使うポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助用具等厚生労働大臣が定める福祉用具。

な行

二次予防事業対象者（前期計画では特定高齢者）

65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。健診希望調査時に行う基本チェックリストや、医療機関や民生児童委員等からの情報提供、地域包括支援センターの訪問等により把握した生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者。

認知症

新しいことを学習するのが困難となり、最近のことをよく忘れる。社会的関心が乏しくなり、複雑な行為ができなくなる。思考がまとまらず、しばしば同じことを繰り返すなどの症状を呈し、進行すると、思考や判断力はいっそう低下し、関心や自発性もなくなり、記憶障害も重度となる。介助がなければ食事、排泄等身の回りのことができなくなる状態をいう。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティア。

は行

パブリックコメント

公衆（町民など）の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続では、行政が政策、制度等を決定する際に、公衆の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。

福祉のまちづくり条例

県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含む誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことを目的に制定された静岡県の条例。公布は平成7年10月、施行は平成8年4月。

保険給付

介護保険の保険給付には、要介護者に対する介護給付と、要支援者に対する予防給付がある。サービスの費用は、その種類ごとに原則として9割が介護保険から給付され、残りの1割は利用者の自己負担となる。

ボランティア

自主的に社会事業等に参加し、無償の奉仕活動をする人。

ま行

民生委員・児童委員

地域に存在しながら福祉全般の相談に気軽に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握していて、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生労働大臣からの委嘱を受けている。

メタボリックシンドローム

内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高中性脂肪・高コレステロールの症状のいくつかを複数併せ持つ状態。放置すると、糖尿病・動脈硬化・心筋梗塞などを起こす。

や行

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無等に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

予防給付

要支援と判定された人に対する介護保険からの給付金。ただし短期入所サービスを除いて特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設への入所については対象にならない。

要支援状態

要介護状態に至らないが、身体上又は精神上の障害があるために、6ヶ月以上の期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援を要する度合いに従って2段階の要支援状態区分のいずれかに該当する人。

要介護者

要介護状態にある65歳以上の人、要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、その原因が脳血管疾患、初老期認知症、がん末期を始めとする16の特定疾病のいずれかによって生じたものである人。

要介護状態

身体または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、3ヶ月から6ヶ月の期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて5段階の要介護状態区分のいずれかに該当する人。

要介護・要支援認定

介護給付を受けようとする被保険者が要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について市町村の認定を受けること。

理学療法士

医師の指示のもと、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操や運動、マッサージなどを行い、機能回復訓練を行う専門職のこと。

療養病床

65 歳以上（65 歳未満の方で特に必要な方を含む）の要介護 1 以上の認定を受けている人で、長期の治療を必要とする人が入院できる医療機関の病床のこと。

第 6 次川根本町高齢者保健福祉計画

第 5 期川根本町介護保険事業計画

平成 24 年 3 月発行

発行 川根本町
静岡県榛原郡川根本町上長尾 627

編集 川根本町 福祉課



川根本町